

阿見町議会会議録

平成30年第1回定例会

(平成30年3月1日～3月16日)

阿見町議会

平成30年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	13
◎会期日程	14
◎第1号(3月1日)	17
○出席, 欠席議員	17
○出席説明員及び会議書記	17
○議事日程第1号	19
○開 会	21
・会議録署名議員の指名	21
・会期の決定	21
・諸般の報告	22
・議案第11号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	23
・議案第12号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	26
・議案第13号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・議案第14号から議案第31号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	27
・議案第32号から議案第38号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	33
・議案第39号から議案第45号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
・阿見町予算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	56
・議案第46号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	57
・議案第47号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	59
・議案第48号から議案第49号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	60
○散 会	61
◎第2号(3月2日)	63
○出席, 欠席議員	63
○出席説明員及び会議書記	63
○議事日程第2号	65
○一般質問通告事項一覧	66
○開 議	67
・一般質問	67
永井 義一	67

海野 隆	82
樋口 達哉	96
栗原 宜行	100
・休会の件	114
○散 会	114
◎第3号（3月16日）	117
○出席，欠席議員	117
○出席説明員及び会議書記	117
○議事日程第3号	119
○開 議	121
・議案第12号（委員長報告，討論，採決）	121
・議案第13号（委員長報告，討論，採決）	122
・議案第14号から議案第31号（委員長報告，討論，採決）	124
・議案第32号から議案第38号（委員長報告，討論，採決）	135
・議案第39号から議案第45号（委員長報告，討論，採決）	141
・議案第46号（委員長報告，討論，採決）	145
・議案第47号（委員長報告，討論，採決）	146
・議案第48号から議案第49号（委員長報告，討論，採決）	148
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	149
○閉 会	149

第 1 回 定例会

阿見町告示第18号

平成30年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月9日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成30年3月1日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成30年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月1日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月2日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日	3月3日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第4日	3月4日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第5日	3月5日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予算特別委員会（総務所管分）
第6日	3月6日	(火)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予算特別委員会（民生教育所管分）
第7日	3月7日	(水)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予算特別委員会（産業建設所管分）
第8日	3月8日	(木)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第9日	3月9日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第10日	3月10日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	3月11日	(日)	休	会	・議案調査
第12日	3月12日	(月)	休	会	・議案調査
第13日	3月13日	(火)	休	会	・議案調査
第14日	3月14日	(水)	休	会	・議案調査
第15日	3月15日	(木)	休	会	・議案調査
第16日	3月16日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[3 月 1 日]

平成30年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月1日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

10番	平岡博君
-----	------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
社会福祉課長	煙川栄君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	井上稔君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成30年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成30年3月1日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第12号 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第13号 阿見町旧学校体育施設条例の制定について
- 日程第7 議案第14号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 議案第 23 号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第 24 号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 25 号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 26 号 阿見町特別会計条例の一部改正について
- 議案第 27 号 阿見町都市公園条例の一部改正について
- 議案第 28 号 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第 29 号 阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- 議案第 30 号 阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- 議案第 31 号 阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について
- 日程第 8 議案第 32 号 平成 29 年度阿見町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 33 号 平成 29 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 34 号 平成 29 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 35 号 平成 29 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 36 号 平成 29 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 37 号 平成 29 年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 38 号 平成 29 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 39 号 平成 30 年度阿見町一般会計予算
- 議案第 40 号 平成 30 年度阿見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 30 年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 30 年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 30 年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 30 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 30 年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第 10 議案第 46 号 国補下第 1 - 1 号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 日程第 11 議案第 47 号 土地の処分について
- 日程第 12 議案第 48 号 町道路線の廃止について
- 議案第 49 号 町道路線の認定について

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

4番 高野好央君

5番 樋口達哉君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る2月22日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成30年第1回定例会につきまして、去る2月22日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月16日までの16日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会の付託。

2日目、3月2日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目から4日目までは休会で議案調査。

5日目、3月5日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、総務所管分。

6日目、3月6日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、民生教育所管分。

7日目、3月7日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、産業建設所管分。

8日目、3月8日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

9日目、3月9日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目から15日目までは休会で議案調査。

16日目、3月16日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月16日までの16日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの16日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第11号から議案第49号、以上39件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の陳情書の1件です。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成29年12月分及び平成30年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成29年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、2月28日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回定例会、議員各位には、お忙しい中御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

私もこの議会が最後ということで、議員各位にも慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速、議案第11号、損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年10月16日午前10時10分頃、阿見町中郷保育所にて、用務員による2階トイレの清掃・消毒の際の手洗い場の拭き取りが不十分であったため、4歳児が手洗いを実施したところ、手洗い場に残っていた水滴が衣類に付着し色が抜け落ちる損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 11号、専決処分1号ですけれども、原因はね、手洗い場の拭き取りが不十分だったと、こういうことで報告がありました。

ただね、用務員の方、ベテランなのか新人なのかもわかりませんが、結構経験があっ

てですね、日常的にやっていた内容ではないかなというふうに思うんですね。そうすると、なぜこのときだけね、手洗い場の拭き取りが不十分だったのかということが、まず疑問としてあるんですね。

それから、通常はこの業務でマニュアルをつくってるかどうかはわからないけれども、経験がマニュアルだとすればね、マニュアルどおりにやっていたのかどうか。

それからもう1つは、十何人だっけ、ごめんなさい、13人もね、衣服が変色するような、結構強い塩酸だったのか何だったのかわかりませんが、強い薬剤が残っていたということになりますね。そうすると、通常、体の影響はなかったのかというふうに考えるんですけど、この専決処分の中にはね、そういった類いのものはないので大丈夫だったのかなというふうに思いますが、その3点についてね、お伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、なぜ不十分だったのか、それからマニュアルどおりやっていたのかという、最初の2点についてお答えさせていただきます。

まず、対象の13人なんですけども、4歳児クラス、28人中の13人が対象となっております。4歳児クラスは、2階のこのトイレがあるところのホールで保育を行っております。

まず、トイレ掃除なんですけども、先ほどマニュアルとか経験とかというお話がございましたけれども、通常は子供たちがお昼寝をしている時間帯に行っております。大体、午後の1時から3時ぐらいの間に行っておりますけれども、ちょうどこの日、当日なんですけれども、ちょっと天候が悪くて、用務員さんが外での作業ができなかったということで、この日は午前中に保育所の中の清掃の作業を行っていたということで、ちょっと通常と違った時間帯に行っていたというのがまず第1点でございます。

それから、通常、子供たちがいないときに、お昼寝しているときにやってるんですけど、このときは子供たちが全員ですね、ホールに移動したということで、トイレを使っていないということで、トイレの清掃を開始しました。清掃の途中に、やってる最中ですね、まだ手洗い場の拭き取りまで完了する前、要は、清掃の途中に子供たちが一斉にわーっと来て、トイレを使用して手洗いを実施したところ、手洗い場の洗面台に残っていた水滴、要は、手洗い台が低いもんですから、どうしても手を洗うときに、膝あたりとかですね、腰のあたりが洗面台についてしまうというところで、拭き取りが不十分なときに接触して脱色をしてしまったというのが状況でございます。清掃の途中であった。本来であれば、きれいに拭き取りまで終わってから子供たちが利用するんですけども、その途中の段階で、子供たちが一斉に来てしまったので、ちょっと防げなかったというところがございます。

当日のお迎えの際に、保護者全員に説明をしまして、謝罪をさせていただきます。

被害を受けた衣類は、ズボン、それからスカート、それからスリッパを脱いだ際に下にあった水滴ということで、靴下等の金額についてですね、購入時の金額を聞き取りしまして、補償をさせていただいたというところでございます。

それから、今後の対応につきましては、トイレ掃除につきましては、日常的に小まめに清掃を行い、清潔を保つということが大事でございますけれども、清掃の時間帯については、子供たちがトイレを使用していないお昼寝の時間帯に、これを徹底するというところで行ってまいります。

それから、洗剤なんですけれども、この日に使ってしまったのが、塩素系の漂白剤を使っております。これは薄めて使う塩素系の台所用の洗剤でございますので、それから除菌、それから消臭、そのほか漂白効果もございます。通常ですと、家庭ではね、まないたとか、布巾とか食器、おしぼりなどに使ってるんですけども、ただ、色物には使えないということでございます。水で薄めて布巾等で拭き取りをしていたということで、家庭で使っている、通常、ハイターとかいうようなものでございますので、薄めて使っておりますので体には影響はないということで、御家庭でも台所で使ってるのと同じやつでございます。

ただ、今後、子供たちが本当にトイレを使わない時間帯にということで、徹底をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第12号 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第12号、阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第12号の阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されることに伴い、当該施設の人員及び運営に関する基準等の条例を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第13号 阿見町旧学校体育施設条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第13号、阿見町旧学校体育施設条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第13号の阿見町旧学校体育施設条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、学校体育施設について、社会教育の振興や推進を図るため町民の皆様に開放しておりますが、廃校となる実穀小学校と吉原小学校の体育館と校庭の体育施設について、廃校後も同様に利用できるよう、公の施設として設置管理条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第14号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第15号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第16号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第17号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一

- 部改正について
- 議案第18号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第23号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第24号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第25号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 阿見町特別会計条例の一部改正について
- 議案第27号 阿見町都市公園条例の一部改正について
- 議案第28号 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第29号 阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- 議案第30号 阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- 議案第31号 阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第14号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第17号、阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第21号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について、議案第22号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第23号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、議案第24号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第25号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第26号、阿見町特別会計条例の一部改正について、議案第27号、阿見町都市公園条例の一部改正について、議案第28号、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、議案第29号、阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について、議案第30号、阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について、議案第31号、阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について、以上18件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第14号から議案第31号までの条例の一部改正及び廃止について、提案理由を申し上げます。

議案第14号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町地域福祉計画策定委員会につきましては、社会福祉法の改正に伴い、その所掌事項を改正するものであります。

阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会につきましては、あさひ小学校建設事業の完了により廃止するものであります。

阿見町本郷地区新小学校開校準備委員会につきましては、あさひ小学校開校準備の完了により廃止するものであります。

議案第15号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保育所嘱託医及び認知症嘱託医につきましては、近隣自治体における報酬との格差が生じていることから、報酬の額を見直し増額の改定をするものであります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、児童生徒の学校生活上の諸問題の背景にある

生活環境の調整及び改善を図るため、新たに教育委員会に置くスクールソーシャルワーカーの報酬等を追加するものであります。

本郷地区新小学校建設検討委員会委員及び本郷地区新小学校開校準備委員会委員につきましては、所掌事務完了による附属機関の廃止に伴い、その委員の報酬等を削除するものであります。

議案第16号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法第117条第1項の規定による、阿見町長寿福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号の阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に基づき、当町における介護予防・日常生活支援総合事業について、介護給付及び予防給付と同様に、一定以上の所得を有する第1号被保険者の利用者負担割合を100分の30とする改正を行うものであります。

議案第18号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員の要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第19号の阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに設けられた介護医療院、共生型地域密着型サービスについて、所要の改正を行うものであります。

議案第20号の阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等について、所要の改正を行うものであります。

議案第21号の阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、担当職員が実施する指定介護予防支援の具体的取扱方針等について、所要の改正を行うものであります。

議案第22号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項に変更が生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第23号の阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について申し上げます。

本案は、実穀小学校、吉原小学校の廃校及びあさひ小学校開校に伴い、当該小学校区の放課後児童クラブについて、所要の改正を行うものであります。

議案第24号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険法第11条の改正に伴い、現行の国民健康保険運営協議会について、国保事業の運営に関する重要事項について審議する協議会として位置づけるため、所要の改正を行うものであります。

議案第25号の阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、高齢者の医療確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険法第116条の2の規定による住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合に、特例の引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、所要の改正を行なうものであります。

議案第26号の阿見町特別会計条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町土地区画整理事業特別会計について、町が実施する土地区画整理事業の収束に伴い、特別会計を廃し当該会計に属する権利及び義務を一般会計に帰属させるため、所要の改正を行うものであります。

議案第27号の阿見町都市公園条例の一部改正について申し上げます。

都市公園法及び関係政令の一部改正に伴い、運動施設の敷地面積の割合を定めるとともに、総合運動公園内陸上競技場の利用時間の単位と使用料についてサービスを拡充するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号の阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本条例の適用条件である基本計画が見直され、経済産業省の同意を受け、平成35年3月31日まで延長することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号の阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について、及び議案第30号の阿見町

高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について申し上げます。

本案は、茨城県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度により同様な貸し付けが行われているため、本条例を廃止するものであります。

議案第31号の阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について申し上げます。

本案は、介護予防・日常生活支援総合事業により同様のサービスが開始されたため、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案18件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 議案第23号について伺います。

放課後児童クラブは、大変、席が広がってよさそうな気もするところがあるんですが、何か不自然なようなところもありますんで、これを決めるときには、育成会とかPTAとかの意見を聞いて始めたのか、それとも押しつけたのか、どのような経過を経てこうなったのかお尋ねします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えします。

放課後児童クラブにつきましては、基本的に各小学校の敷地内に利用できるというのが一番望ましいということでございます。本郷小学校につきましては、児童生徒数が多いため、現行では本郷小学校、それと、今、二区児童館ですね、分けて利用しているというのが現状でございました。

今度、新しいあさひ小学校の新設に伴いまして、そのあさひ小学校にも、基本的に同一敷地内で行うというのが一番子供たちにとっても移動を伴わないということでございますので、そういう方針に基づきまして、新しい小学校にも放課後児童施設を設置したということでございます。

それで、希望する子供たちが利用できる定員数を勘案しまして、あさひ小学校につきましては4クラス分ですね、教室を設置しているということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それはわかりましたけれども、この中に吉原小学校も入ってるんだ

よね。吉原小学校を下に。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。吉原小学校と実穀小学校にも児童クラブはございましたけれども、今度の30年4月から、吉原小学校については阿見小学校に統合になるということで、吉原小学校のと実穀小学校の部分については、この条例から削除するというごさいます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございせんか。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 委員会で十分に議論はしてほしいと思ひますが、29号と30号、それぞれ条例を廃止する、制度をやめるといふことだと思ひますが、これを見るとき、どうも県社協のほうが、上限は少ないけれども利子などについてもですね、安いよなので、利用しようかなと思ひ人はそちらを利用するのかなと思ひますが、ここ何年かの貸付実績っていふかな、それについてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、高齢者住宅整備資金の貸し付けでございすけれども、最後に貸し付けをしてる方がですね、平成2年度に1件貸し付けをしたのが最後でございす。

それから、障害者住宅整備資金の貸し付けにつきましては、平成12年度に1件貸し付けをしてございす。それ以降、どちらも利用といふか申し込みのほうはないといふよな状況でございす。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号から議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会及び産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願ひいたします。

- 議案第33号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第34号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第35号 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第36号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第37号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第38号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第33号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第34号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第35号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第37号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第38号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） それでは、議案第32号から議案第38号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第32号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から4億2,946万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ172億1,996万3,000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第1款町税では、調定見込みにより、法人町民税法人税割及び固定資産税償却資産をそれぞれ増額。

第6款地方消費税交付金及び第8款自動車取得税交付金では、交付見込みにより、それぞれ増額。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、給付費の減に伴い、児童手当国庫負担金及び施設型給付費負担金をそれぞれ減額。総務費国庫補助金で、特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額。教育費国庫補助金で、あさひ小学校に係る理科教育設備整備費等補助金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、給付費の減に伴い、児童手当県負担金及び施設型給付費負担金をそれぞれ減額。民生費県補助金で、額の確定に伴い、医療費補助金を減額。教育費県補助金で、交付見込みにより、国民体育大会市町村競技施設整備費補助金を新規計上。

第17款財産収入では、荒川本郷地区の町有地売払代金を増額。

第19款繰入金では、特別会計繰入金で、土地区画整理事業特別会計の廃止に伴う剰余金を新規計上。基金繰入金で、財源調整による財政調整基金繰入金を皆減するほか、事業費の確定に伴い、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金及び公共公益施設整備基金繰入金をそれぞれ減額。

第20款繰越金では、前年度繰越金を増額。

第22款町債では、土木債で、道路舗装修繕事業債を新規計上するほか、教育債で、学校施設整備事業債及び霞ヶ浦湖岸親水施設整備事業債を減額するものであります。

次に、4ページからの歳出であります。全般的に事業費の確定による減額を行っております。

その主なものを申し上げます。

第2款総務費では、道の駅整備推進費で、実施設計委託料、公有財産購入費等を減額。

第3款民生費では、児童措置費で、実績見込みにより児童手当を減額。認定こども園費で、実績見込みにより施設型給付費を減額する一方、過年度精算分の確定に伴い、国庫支出金等返還金を新規計上。

第4款衛生費では、塵芥処理費で、霞・さくら両クリーンセンターの運営費及び維持管理費を減額。

第7款土木費では、道路新設改良費で、道路工事費等を減額。開発費で、荒川本郷地区まちづくり事業に係る不動産鑑定委託料等を減額。

第9款教育費では、学校管理費で、阿見中学校給排水等設備改修に係る工事費を減額。保健体育事業で、国民体育大会施設整備事業に係る工事費等を減額するものであります。

次に、6ページの第2表・繰越明許費補正につきましては、道の駅施設整備事業ほか8件について、年度内に事業完了とならないため翌年度に繰り越すものであります。

次に、7ページの第3表・債務負担行為補正につきましては、朝日中学校プレハブ校舎増築工事設計業務について、平成30年4月から円滑に業務が進められるよう、今年度内に入札を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、8ページの第4表・地方債補正につきましては、道路舗装修繕事業を追加するとともに、道の駅整備事業ほか5件について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第33号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から3億3,742万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ58億9,480万5,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第3款国庫支出金で、額の確定に伴い、一般被保険者療養給付費等負担金を減額。

第7款共同事業交付金で、交付見込みにより、高度医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を減額。

第10款繰越金で、療養給付費等交付金繰越金を増額。

歳出では、第2款保険給付費で、実績見込みにより、一般及び退職被保険者等に係る療養給付費を減額。

第3款後期高齢者支援金等では、実績見込みにより、後期高齢者支援金を減額。

第7款共同事業拠出金では、額の確定に伴い、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

議案第34号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1億1,512万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ17億4,967万円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、阿見吉原地区内事業費の確定に伴い、第3款国庫支出金で防災安全交付金を、第4款県支出金で吉原地区下水道整備負担金をそれぞれ減額。

歳出では、下水道事業費で、吉原地区下水道工事委託料を減額するものであります。

次に、4ページの第2表・繰越明許費補正につきましては、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金について、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越すとともに、公共下水道整備事業の金額を変更するものであります。

次に、5ページの第3表・地方債補正につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第35号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,797万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,297万4,000円とするものであります。

その内容としましては、歳入では、第2款繰越金で、本郷第一土地区画整理事業繰越金を増額。諸収入で、延滞金及び過年度清算金を増額。

歳出では、第1款事業費及び第2款予備費を皆減し、第3款諸支出金で、剰余金全額を一般会計に繰り出すものであります。

議案第36号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から811万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,375万6,000円と

するほか、地方債の補正をするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第4款繰入金で、財源調整のため、一般会計繰入金を減額。

第5款繰越金で、前年度繰越金を増額。

歳出では、第1款管理費で、額の確定に伴い、各地区施設管理費における不用額をそれぞれ減額するものであります。

次に、4ページの第2表・地方債補正につきましては、小池地区農業集落排水事業のほか3件について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第37号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に9,432万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ32億5,133万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第1款保険料で、調定見込みにより第1号被保険者保険料を増額。

第8款繰越金で、前年度繰越金を増額。

歳出では、第2款保険給付費で、実績見込みにより、施設介護サービス給付費を増額。

第5款基金積立金で、財源調整のため、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

議案第38号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に743万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億4,416万6,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第1款保険料で、調定見込みにより、後期高齢者医療保険料を増額。

第3款繰入金で、額の確定に伴い、広域連合事務費負担金繰入金を減額。

歳出では、第2款納付金で、納付見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっと細かいところで悪いんですけども、一般会計の補正予算の分

です。その17ページをお願いします。

この総務費の中の真ん中あたりですね、文書広報費、これ1111の需用費なんですけれども、印刷製本費ですか、これ252万6,000円の減額となってるんですけども、昨年の決算から見ても、大体400万ぐらいでできるんじゃないかと思うんですが、今回予算で669万1,000円をとっていたわけで、何か特別に、何かやろうかということとったのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

当初、見積額で600万というのはですね、マスコットキャラクターの、今年度、今、投票しているところなんですけど、その印刷とかそういったものも入っての600万ということでございます。

結果的にはですね、入札をいたしまして、当初の予算から3分の2程度で落札されておりますので、そういった形で、議員おっしゃるとおり、例年どおり400万ぐらいで広報あみの印刷製本、印刷費はおさまる予定でございます。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 同じく34ページをお願いします。

この中の、霞クリーンセンターの維持管理費、先ほど町長がちらっと言ったかと思うんですけども、この中の1112番、維持管理費の中の需用費の消耗品費、これもちょっと決算から見て、ちょっと予算が多かったから300万の減額になってるかと思うんですけども、この辺ちょっとどういうので減額になったかをお願いします。ちょっと幾つかあるんでいいですか、3つまで。

○議長（紙井和美君） はい。

○8番（永井義一君） あと次ですね、36ページ。これも環境整備費ですか、この中の1114の環境美化事業の中の、これもちょっと需用費の製本代ですね、これも決算から見て予算がかなり多かったんじゃないかと思うんで、これも理由を1点。

同じページにですね、その下の農林水産業費の中の1112番農業委員会事務費、これは農業委員会報酬費と農地利用最適化推進委員報酬が239万8,000円ですか、どちらもですね、その増額があるんで、その理由をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

まず最初にですね、霞クリーンセンター維持管理費の中の消耗品の300万の減でございますけれども、これは霞クリーンセンターのほうで使用する薬品、それから機械の部品、消耗品等を購入するための予算でございます。消耗品として購入する機械の交換部品等が、今年度少なかったということで減額しているものでございます。

それから、環境美化事業の需用費、印刷製本費の減額でございますが、これは指定ごみ袋とかごみ収集カレンダー、そういったものの契約した中での差金ということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

今回の補正でございますけれども、これは昨年3月のときにも補正をさせていただいております。これは平成28年度から農業委員会法の改正がございまして、まず、歳入の15ページをちょっと見ていただきたいんですけども。歳入の15ページ、農業委員会最適化、失礼しました、雑入のほうです。失礼しました、13ページでございます。13ページの県補助金、県支出金の県補助金の農林水産事業費補助金の説明の中で、87番農地利用最適化交付金、これが479万5,000円というふうなことになってます。これは、先ほど議員がおっしゃいました36ページの農業委員会の報酬、それと、最適化委員会の報酬239万8,000円の半分ずつというふうなことになってございます。

これは、そういうふうな新設された補助金でございまして、具体的には農業委員及び最適化推進委員の活動に応じた交付金というふうなことになっております。その中身としては、その活動実績と成果実績に応じて算定をして、県のほうから配分される交付金というふうな形になるわけですけども、ちょっとその部分について、実は以前の、農業委員会の法律が改正する以前の報酬と今回の報酬額が、若干、差がございまして、その差については、ある程度一定の金額分が入ってくるというふうなことになってございます。

それと合わせて、農業委員さんの活動に合わせた実績で、その交付金の配分をするというふうなことになったものですから、今回、県の補助金のほうが479万5,000円の配分があるというふうなことで、最適化推進委員と、それと、あと農業委員さん、10名ずつなんですけれども、の活動に合わせて、それを配分して予算を計上したというふうなことでございます。

ちょっと、農業委員会の今回の最適化交付金の考え方というのは、非常に難しくてですね、何と申しますか、農業委員さんが農地集積に携わった時間ですとか、日数ですとか、そういったもので、その農業委員さんに割り当てられる金額を算定しているものですから、それはあくまでも農業委員と、それと、最適化委員会2分の1ずつの配分の中でそれを決めているというふうなことでございます。よろしいでしょうか。ちょっとわかりづらいんですけども。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） わかったような、わかんないような、なんですけども。

とりあえず、歳入のほうでの県支出金の479万5,000円が、ここに割り振られているということで、まずわかりました。

済みません、あと3つ、いいですか。

41ページの土木費のところですね。この中の、ちょうど一番上のところです。負担金のところの木造住宅耐震補強補助金、これは予算と同額が減額になっているんですけども、この理由をお願いします。

それと、あとですね、同じページの街路事業費のところの、この一番下の22番の補償、補填及び賠償金の補償金の部分ですね、これも予算がそのまま減額になってるんで、まずこれは予算が900万つけて、今回減額900万になってるんですけども、その予算、何か理由があつてつけたのか、ちょっとお願いします。

それと3つ目がですね、次のページの42ページですね。これの中の、土木費の中の開発費の中の、先ほど町長がちらっと言いましたけども、不動産鑑定委託料ですね。これがちょっと計算したら47万6,000円しかかかっていないということで、これ予算としては1,775万6,000円の予算をとっているわけなんですけども、これの減額の理由。その3点、お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。済みません。

42ページの木造住宅耐震補強関係の補助金ということでございますけれども、実績がなかったというふうなことで、全額皆減をしたというふうなことでございます。

住宅・建築安全ストック形成事業の額の確定による減額ということですが、これまで阿見町では、既存の建物の耐震性を向上するため、木造住宅の耐震診断派遣事業を実施してきたわけでございますけれども、平成18年度から本年度まで68件を実施してきたところです。また、今年度からは、耐震診断とあわせて昭和56年度以前の旧耐震基準で建築されている木造住宅に対し、耐震設計と耐震改修の一部を国・県の補助金を活用して補助する制度を実施するため、予算計上してきたわけでございますけれども、今回、全くその活用というか実績というか、補助を活用したいという方がなかったということで、減額をしたというふうなことでございます。

それから、41ページの街路事業の補償、補填及び賠償金でございますけれども、ちょっとお待ちください。済みません。これは都市計画道路、寺子・飯倉線の整備事業でございます、補償金900万円の減額ということですが、これは用地買収に伴う支障物件の移転補償費ということでございますけれども、実際にまだそこまで至らなかったと。当初、一部計画の中

では、補償物件に対して補償するというふうなことで予算を計上してたんですけれども、スケジュールが、若干、伸びてしまったというふうなことで、今年度の支出はちょっと見送るしかないということで、900万減額補正をしたということでございますけれども、ただ、全体の事業スケジュールに今のところ変更はなく、平成35年までには完成したいというふうには考えてございます。

失礼しました。不動産鑑定委託料1,728万円の減額ということでございますけれども、これは平成29年度内に、土地評価業務を行う見込みがないために減額したというふうなことでございます。

今回、G地区について、不動産鑑定並びに土地評価をやって、プロポーザルで業者を確定させていただいたんですけれども、これは平成28年度の後半に実施しておりまして、他の地区においては開発事業の公募等を行うことになった場合には、当初予算では計上されていないため、補正予算で対応しているというふうなところでございます。

ですので、今回、29年度内に土地評価業務を行う見込みが、業者というか、その公募に至らなかったと、ほかの公募も至らなかったというふうなことで、この費用については使わなかったということで、減額させていただいたということでございます。

どうも失礼しました。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい。最初の木造耐震住宅の補強の、この補助金の件でちょっとお伺いしたいんですけども、今回実績がなかったということで全額減額してるかと思うんですけども、一応、来年度の、平成30年の主な予算の中で、30ページに、今、277万入ってますよね。ですから、一応、要は、考え方としては、29年度にはなかったけれども、一応、30年度もあるだろうということで、今回これを入れたわけですか。ちょっとそれを答弁お願いします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、これは国・県の制度を活用してますので、あくまでも今年度だけではないというふうなことです。当然、来年度も予算を計上しております。

ただそれは、そういう耐震補強の設計と改修工事が伴わないというふうな状況になれば、それは減額していくような形になるかと思いますが、使いたいといった方がいれば、それは積極的に活用していただきたいというふうに思って計上しているということでございます。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第38号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第39号	平成30年度阿見町一般会計予算
議案第40号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第41号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第42号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第43号	平成30年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第44号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第45号	平成30年度阿見町水道事業会計予算

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第39号、平成30年度阿見町一般会計予算、議案第40号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第41号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第42号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第43号、平成30年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第44号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号、平成30年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第39号の平成30年度一般会計予算の概要について申し上げます。

平成30年度一般会計予算につきましては、3月20日より新町長が就任いたしますので、骨格

予算として編成させていただきました。経常的経費の計上を基本として、政策的な施策につきましては、次期町長の判断に委ねることが望ましいと考え、予算計上を見送っております。

それでは、予算編成に当たっての基本的な考え方から申し上げます。

本町の財政状況は、歳出面では、高齢化社会の進展に伴う社会保障関係経費の増加や、過去に建設した公共施設、道路・上下水道等のインフラ整備の老朽化に伴う保全・更新が大きな課題となっております。

歳入面では、雇用・所得環境の改善効果、東部工業団地、阿見吉原地区への企業進出など、国の経済対策とあわせ、当町が取り組んできた都市基盤整備の効果によって税収は緩やかな回復基調にある一方、地方交付税は減収が続いており、安定した自主財源の確保が重要な課題となっております。

こうした現状を踏まえ、中長期的なまちづくりの指針である阿見町第6次総合計画前期基本計画の総仕上げの年として、これまでの成果と課題を十分に点検、検証し、施策の緊急度、優先度を明確にしながら、選択と集中による財源の効果的・効率的な配分とともに、将来の財政運営にも配慮し、予算編成に取り組んだものであります。

それでは一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は、154億9,800万円で、平成29年度当初予算と比較して10%の減となりました。

歳入では、当町の自主財源の中心を占める町税収入について、固定資産税の増などにより、前年度と比較して1.1%増となる75億1,100万円と見込みました。また、依存財源である地方消費税交付金では、景気回復に伴い、前年度と比較して11.4%増となる8億2,500万円と見込みました。地方交付税につきましては、町税収入等の増加により、臨時財政対策債を含む実質的な交付税額は、前年度と比較して18.5%減の9億4,000万と見込みました。

歳出では、国民体育大会施設整備、学校施設の営繕、町道整備など、町民生活の向上や地域経済の活性化等の視点から、普通建設事業費を15億4,800万円計上しました。また、扶助費では、保育の給付、障害者施策の推進などにより、31億5,500万円を計上しました。

続きまして、議案第40号から第45号までの平成30年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計5件では、予算総額は110億6,700万円となり、前年度との比較では、9.1%の減となっており、その内訳であります。議案第40号の国民健康保険特別会計予算は、51億7,400万円で、16.3%の減。

議案第41号の公共下水道事業特別会計予算は、16億5,400万円で、10.6%の減となり、骨格予算となります。

議案第42号の農業集落排水事業特別会計予算は、1億4,100万で、0.7%の減。

議案第43号の介護保険特別会計予算は、32億1,900万で、2.2%の増。

議案第44号の後期高齢者医療特別会計予算は、8億7,900万円で、4.9%の増となっております。

また、議案第45号の水道事業会計予算は、14億8,351万1,000円で22.5%の減となり、骨格予算となります。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長より説明をいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第39号についての説明を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、お手元に平成30年度阿見町予算書を御用意願います。

初めに、議案第39号、平成30年度阿見町一般会計予算の内容につきまして、説明いたします。

先ほど、町長が申し上げましたとおり、一般会計予算につきましては、政策的な経費を除いた骨格予算として編成しております。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

まず、歳入につきまして、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

第1款町税から申し上げます。

第1項第1目個人町民税では、雇用所得環境が緩やかに回復していることなどにより、現年課税分所得割で1.2%の増、個人町民税全体では前年度と比較し1.1%の増額計上。

第2項第1目固定資産税では、阿見吉原土地地区画整理事業地内の宅地課税の増等により1.8%の増額計上、町税全体では、前年度と比較し1.1%の増額計上となっております。

次に、13ページ中段、第11款地方交付税では、町税や地方消費税交付金の増加に伴う基準財政収入額の増等を勘案し、地方交付税全体で、前年度と比較し20.8%の減額計上となっております。

次に、16ページからの、第15款国庫支出金について申し上げます。

第1項国庫負担金では、あさひ小学校整備に係る公立学校施設整備費負担金の皆減などにより26.9%の減額計上。

第2項国庫補助金では、民間保育所等整備交付金の皆減などにより46.3%の減額計上、国庫支出金全体では前年度と比較し30.9%の減額計上となっております。

次に、17ページ下段からの、第16款県支出金について申し上げます。

第1項県負担金では、施設型給付費負担金の増などにより、8.6%の増額計上。

18ページからの、第2項県補助金では、19ページ、第74回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金の計上などにより、74.7%の増額計上。

同じく19ページからの、第3項委託金では、20ページ、茨城県知事選挙費委託金が皆減となる一方、茨城県議会議員一般選挙費委託金の新規計上などにより、2.2%の増額計上、県支出金全体では前年度と比較し27.0%の増額計上となっております。

次に、21ページ、第19款繰入金では、公共公益施設整備基金繰入金の皆減などにより、前年度と比較し11.1%の減額計上となっております。

次に、25ページ、第22款町債では、あさひ小学校等に係る学校施設整備事業債の大幅な減及び普通交付税からの財源振替による臨時財政対策債の減などにより、前年度と比較し52.6%の減額計上となっております。

続きまして、26ページからの歳出につきまして、その主な内容を申し上げます。

まず、28ページの、第2款総務費から申し上げます。

37ページからの、第7目財産管理費では、40ページの下段になります工事請負費で役場庁舎空調機更新に係る維持補修工事の増などにより28.7%の増額計上となっております。

55ページ上段、第13目道の駅整備推進費では、整備推進事業の皆減などにより91.3%の減額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較し12.2%の減額計上となっております。

次に、66ページからの、第3款民生費について申し上げます。

66ページからの、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、68ページ下段、国民健康保険財政運営の制度改革に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減などにより、1.5%の減額計上。

73ページからの、第3目障害者福祉費では、76ページ中段、サービス利用者の増加に伴う障害者訓練等給付費の増などにより、8.5%の増額計上。

83ページからの、第2項児童福祉費では、86ページからの、第4目保育所費で、阿見きらり保育園の開園に伴い保育所整備事業が減となる一方、90ページ上段、民間保育所管理運営事業が増となり、0.8%の増額計上。

91ページからの、第5目児童館費では、あさひ小学校敷地内の放課後児童施設整備事業の完了などにより、33.7%の減額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較し0.4%の減額計上となっております。

次に、95ページからの、第4款衛生費について申し上げます。

95ページからの、第1項保健衛生費では、99ページからの、第3目健康増進費で成人健康診断委託料の増などにより、8.1%の増額計上。

100ページからの、第2項清掃費では、101ページからの、第2目塵芥処理費で、霞クリーンセンター運営費の減などにより、4.8%の減額計上。

104ページからの、第3項環境衛生費では、第1目環境総務費で、105ページ、牛久市・阿見町斎場組合負担金の減などにより、12.9%の減額計上。

以上、衛生費全体では前年度と比較し4.3%の減額計上となっております。

次に、109ページからの、第5款農林水産業費では、112ページからの、第3目農業振興費の工事請負費で大室船溜防波堤補修に係る維持補修費を新規計上、115ページ中段、新規就農者支援事業の増などにより、16.4%の増額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較し5.0%の増額計上となっております。

次に、118ページからの、第6款商工費では、119ページからの、第2目商工業振興費で、120ページ、阿見東部工業団地、阿見吉原地区企業立地奨励金の増などにより、128.2%の増額計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較し50.3%の増額計上となっております。

次に、122ページからの、第7款土木費について申し上げます。

123ページからの、第2項道路橋梁費では、第1目道路橋梁総務費で、124ページ中段、道路橋梁点検委託料の新規計上などにより、124.1%の増額計上。

125ページ、第2目道路維持費では、工事請負費で町道保全に係る維持補修工事費の増により、8.4%の増額計上。

同じく、125ページからの、第3目道路新設改良費では、126ページ下段、工事請負費で町道新設工事費の増などにより、8.2%の増額計上。

128ページからの、第4項都市計画費では、130ページ、第3目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金の減により、10.5%の減額計上。

132ページ、第4目都市排水路費では、西郷地区都市排水路整備工事の完了に伴い、70.4%の減額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較し4.7%の減額計上となっております。

次に、134ページからの、第8款消防費では、135ページからの、第2目非常備消防費で全国消防操法大会事業の皆減などにより、5.0%の減額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較し0.8%の減額計上となっております。

次に、138ページからの、第9款教育費について申し上げます。

138ページからの、第1項教育総務費では、139ページからの、第2目事務局費で、140ページ中段、委託料で、小学校統廃合に伴うスクールバスの運行経費の増などにより、21.3%の増額計上。

144ページからの、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、新小学校整備事業の皆減により、90.6%の減額計上。

155ページからの、第3項中学校費では、第1目学校管理費で159ページ下段、工事請負費で、竹来中学校設備改修に係る維持補修工事の新規計上などにより、144.4%の増額計上。

182ページからの、第5項保健体育費では、185ページからの、第2目体育施設費で、186ページ上段、工事請負費で、総合運動公園スタンド改修に係る維持補修工事の増などにより、84.3%の増額計上。

187ページからの、第3目保健体育事業費では、国民体育大会事業及び同施設整備事業の増などにより、100.0%の増額計上。

以上、教育費全体では、前年度と比較し35.0%の減額計上となっております。

次に、192ページ、第11款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、前年度と比較し3.3%の減額計上となっております。

以上、平成30年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第40号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。それでは、議案第40号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書203ページをお開きください。

平成30年度の予算総額は51億7,400万円で、前年度と比較しまして16.3%の減額となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、療養諸費など数年次の実績内容、制度改正に伴う変更、事業廃止等など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

209ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で8.0%減、退職被保険者で84.4%減の計上となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込み額を計上したものであります。

国民健康保険制度改正に伴う税率改正については、当初予算には反映されておりません。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込み額を計上したものであります。

210ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の第1目災害臨時特例補助金は科目計上、前年度までありました財政調整交付金、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査

等負担金は、制度変更により皆減となります。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきましては新規計上、普通交付金は保険給付に係る必要額を交付するもので、全額が交付されます。特別交付金は前年度までの特別調整交付金の性格を持ち、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるものです。財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金は、国庫支出金同様、制度変更により皆減となります。

第2目財政安定化基金交付金につきましては、新規科目計上となります。

211ページをお開きください。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして9.1%の減額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入金として保険事業経費などとなっております。

213ページをお開きください。

第9款財政安定化基金貸付金につきましては、新規科目計上となります。

以下、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、制度変更により皆減となります。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

214ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員関係給与費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして6.8%の減額となっております。

217ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして2.5%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

220ページをお開きください。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、新規計上となります。制度改正によりまして、県に納付する事務費納付金を第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分、第3項介護納付金分と計上しています。

221ページをお開きください。

第4款保険事業につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制、制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上していますが、第2期データヘルス計画書に基づき、レセプトデータや健診データを活用し各保健事業を実施していくもので、前年度と比較しまして6.8%の増額計上となっております。

225ページをお開きください。

以下、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金につきましては、制度変更により皆減となります。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第41号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第41号、平成30年度公共下水道事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の233ページをお開きください。

平成30年度の予算総額は16億5,400万円となり、前年度と比較いたしますと、荒川本郷調整池整備工事の平成29年度への前倒しによる工事費の減、及び阿見吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減等により、10.6%の減額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

239ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、平成30年4月に実施する料金改定等により、前年度比7.5%増の7億1,406万6,000円となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、荒川本郷調整池整備工事の平成29年度への前倒しによる工事費の減、及び阿見吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減等により、前年度比38.0%減の1億6,674万5,000円となっております。

第4款第1項の県負担金につきましても、阿見吉原土地区画整理事業費の減により、前年度比35.5%減の1億1,354万1,000円となっております。

次に240ページをお開きください。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、料金改定による収入の増等により、前年度比10.5%減の5億3,985万7,000円となっております。

第8款第2項の雑入につきましては、主に道路路面復旧分担金となり、前年度比368.1%増の406万3,000円となっております。

第9款第1項の調査につきましては、起債対象となる下水道工事の事業量減により、前年度比18.6%減の1億90万円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

241ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、職員給与関係経費を含めた事務費及び使用料徴収業務費並びに受益者負担金賦課徴収事務費等であります。主に消費税の増等により、前

年度比21.9%増の1億581万2,000円となっております。

次に243ページをお開きください。

第2目の維持管理費ですが、これは管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金等であります。下水道管渠の適正な維持管理のため、下水道管渠テレビカメラ調査業務委託料の増等により、前年度比0.8%増の4億1,753万3,000円となっております。

次に、244ページをお開きください。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしたしましては、職員給与関係経費、阿見吉原土地地区画整理事業に伴う下水道工事委託料、荒川本郷地区の下水道舗装復旧工事費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。荒川本郷調整池整備工事の平成29年度への前倒しによる工事費の減、及び阿見吉原土地地区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減等により、前年度比30.7%減の4億4,696万3,000円となっております。

次に、246ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債、並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金利子の償還費であります。前年度と比較しますと元金につきましては、1.1%減の5億5,216万1,000円、利子につきましては、10.4%減の1億3,123万1,000円となっております。

戻りまして、236ページをお開きください。236ページです。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第42号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。引き続きまして、議案第42号、平成30年度農業集落排水事業特別会計予算について、御説明をいたします。

予算書の253ページをお開きください。

平成30年度の予算総額は1億4,100万円となり、前年度と比較いたしますと、主に君島大形地区の施設等修繕料の減及び同地区処理施設更新計画策定業務委託料の皆減により0.7%の減額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

259ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、平成29年度の使用状況の推移により、前年度比

0.6%増の2,408万円となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、小池地区の施設更新計画である最適整備構想策定補助金であり、前年度比25%減の約300万円となっております。

次に、260ページをお開きください。

第4款第1項の県補助金につきましては、処理場から排出された水質に対する改善のための県補助金であり、前年度比3.0%減の85万5,000円となっております。

第5款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、小池地区の施設等修繕料の増及び同地区最適整備構想策定業務に係る委託料の増により、前年度比0.4%増の8,817万1,000円となっております。

第2項の基金繰入金につきましては、実穀上長地区の事業債償還金の元金に充当させるため、農業集落排水事業債減債基金から繰り入れるもので、元金償還額の増により、前年度比1.9%増の2,255万8,000円となっております。

次に、261ページをお開きください。

第8款第1項の町債につきましては、地方公営企業法適用に係る公営企業会計適用債の減により、前年度比45.0%減の110万円となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

262ページをお開きください。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、人件費を含めた一般管理費及び小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費であります。施設管理費は、君島大形地区の施設等修繕料の減及び同地区施設更新計画策定業務委託料の皆減等により、前年度と比較しますと2.7%減となり、266ページにあります計6,460万4,000円となっております。

第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場建設等に要した事業費に対する長期借入金の償還費であります。前年度と比較しますと、元金につきましては、3.5%増の5,529万5,000円、利子につきましては、4.9%減の2,070万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第43号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第43号、平成30年度阿見町介護保険特別会計について御説明いたします。

予算書の273ページをお開き願います。

平成30年度介護保険特別会計の予算総額は32億1,900万円で、前年度と比較しまして2.2%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増による介護保険給付費

の増額によるもの、及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施などを含めた地域支援事業の増額によるものであります。歳出の約94%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金、及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

281ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較しまして1.8%の増額計上。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の増に伴い、前年度と比較して1.7%の増額計上。

282ページの、第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る27%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較して2.0%の増額計上。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業、任意事業の19.5%が県の法定負担分であり、前年度と比較して3.1%の増額計上。

283ページの、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金、及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金が合計で2.1%の増額計上をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

285ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務費に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして3.3%の減額計上。

286ページの、第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、新たに非常勤特別職員社会保険料を計上したことなどから、前年度と比較しまして12.4%の増額計上。

287ページの、第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、2.3%の増額計上。

288ページの、第4項趣旨奨励費では、介護保険制度の周知に要する経費を計上しているもので、13.1%の減額計上。

第5項計画策定委員会費では、老人福祉計画、介護保険計画の策定を終えたことから、92.3%の減額計上。

次に、第2款保険給付費ですが、289ページから290ページの、第1項介護サービス等諸費では、冒頭に申し上げましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることから全体的には増加傾向にあり、主なサービスでは、居宅介護サービス費が2.4%の増額、地域密着型介護サービス費は11.1%の減、施設介護サービス費は10.2%の増、居宅介護サービス計画給付費が1.4%の減額となり、全体で3.4%の増額計上となっております。

290ページから292ページの、第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービスでは訪問介護及び通所介護が地域支援事業による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことから37.3%の減、その影響により、介護予防サービス計画費の52.3%の減、全体で35.2%の減額計上。

292ページの、第4項高額介護サービス等費では、高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い11.1%の増額計上。

293ページの、第5項高額医療合算介護サービス費においては0.8%の増額計上。

293ページから294ページの、第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、22.4%の減額計上となっております。

294ページの、財政安定化基金拠出金は、29年度をもって県基金への償還が終了したことから100%減額。

同ページからの、第4款地域支援事業費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業が完全移行し、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は47.4%の増。

295ページから296ページの、第2項一般介護予防事業費は、介護予防事業の普及活動や住民主体の介護予防活動の育成などを図るため68.1%の増。

296ページから299ページの、第3項包括的支援事業、任意事業費は6.9%の増。

地域支援事業全体では21.0%の増額計上になります。

全体では2.2%の増額計上になります。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時から

といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第44号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。議案第44号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書307ページをお開きください。

平成30年度の予算総額は8億7,900万円で、前年度と比較しまして4.9%の増となっております。これは、歳入歳出とも、前年度の実績内容などからそれぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

313ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして5.7%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等事務費等保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして4.3%の増額計上となっております。

それでは、次に歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

315ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして24.4%の減額計上となっております。

316ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして5.6%の増額計上となっております。

317ページの、第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして21.7%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第45号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。予算説明に入る前に、議員の皆様方には既にお配りしております水道事業会計予算書の中で、一部訂正がございましたことをお詫び申し上げます。

それでは早速、議案第45号、平成30年度阿見町水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算書の323ページをお開きください。

第2条業務の予定量の（1）給水戸数は、前年度比4.3%増の1万7,423戸、（2）年間総排水量は、前年度比2.7%増の403万2,848立方メートルとなっております。また、（4）主な建設改良工事につきましては、福田浄水場整備工事の減等により、前年度比64.1%減の2億1,650万円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款水道事業収益は、前年度比1.7%減の12億156万1,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は水道料金であり、住吉地区への給水開始により、前年度比0.4%増の10億2,066万6,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用は、前年度比0.8%減の11億1,140万3,000円となっております。第1項営業費用につきましては、主な支出は県企業局に支払う受水費及び浄水場・排水場の動力費であり、前年度比1.8%減の10億7,935万1,000円となっております。なお、現金を伴わない収入額である1億247万4,000円を除いた収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額1,231万6,000円につきましては、利益積立金で補填してまいります。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入は、前年度比21.8%減の2億4,422万円となっております。また、福田浄水場工事費の減により、第3項企業債が、前年度比50.0%減の1億円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出は、前年度比53.1%減の3億7,210万8,000円となっており、第1項建設改良費は、福田浄水場工事費及び計画排水管工事費の減等により、前年度比57.6%減の3億1,940万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,788万8,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,167万9,000円、建設改良積立金5,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,620万9,000円で補填してまいります。

324ページをお開きください。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費となり、職員数の減により、前年度比35.5%減の2,421万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号から議案第45号については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選を行います。

会議の再開は、予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

それでは、全員協議会室にお願いいたします。

午後 1時08分休憩

午後 1時13分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（紙井和美君） 予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

議会事務局長から報告があります。

○議会事務局長（吉田衛君） それでは、予算特別委員会の委員長、副委員長について御報告いたします。

予算特別委員会の委員長は野口雅弘議員、同じく副委員長は石引大介議員です。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 以上で、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

予算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第46号 国補下第1-1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議案第46号、国補下第1-1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第46号の国補下第1-1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、荒川本郷地区の調整池の整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成31年2月28日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 議案第46号ね、まずお聞きしたいのは、どこかで説明を受けているのかもしれませんが、本来は30年度の予定だったのかな、それで29年度に時期を早めて契約をする。実質的には31年2月28日なので、約1年ぐらいあるんですかね。これ、時期を早めたという理由はどういう理由なんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。本工事につきましては、9月の定例会のときに、補正予算で27号線の道路地内に入れる下水道管渠の工事について、実は、国の社会資本整備——交付金を活用してやるというふうなことで取り組んでいたわけなんですけれども、27号線の事業の進捗がはかどらなかつた、相続の問題でなかなかはかどらなかつたというふうなことで、その補助事業を、この調整池のほうの事業に振り替えたというふうなところがございます。その中で、交付金は29年度の交付金であるものですから、29年度に発注をするということで、調整

池の設計等も含めて、この時期に、この調整池の発注を前倒しで、30年度分を前倒しで29年度で発注をしたというふうなことでございます。

ですので、これで大体、この工事で調整池の整備は収束するというふうなことになります。以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 事情というか、経緯についてはよくわかりましたが、町長選挙がね、これ行われている最中だったのか、2月8日か。町長選挙が13日に告示になって、18日に結果が出たわけですよ。通常はね、こういう比較的議会に議決を付するようね、案件については、そうした結果を待ってから執行すると、こういう配慮もあってしかるべきだったんじゃないかなと思うんですけど、その件についてはどうですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。本工事が、先ほども言いましたとおり、国の交付金を活用して行うというふうなことが1つの前提になってございます。当初はもう27号線、荒川本郷地区の27号線に活用するっていうことで決まっていたんですけども、それが急遽、その27号線のほうには使えなくなってしまったというふうなことで、これを使うための事業の内容としては、調整池しかできないだろうというふうなことで、県との調整の中で、そこであれば、その交付金は振り替えることができるだろうと。

ただ、今回使わないということになりますと、次年度にその交付金がいただけるかどうか、今年度分の交付金が、上乘せでいただけるかどうかというのは、ちょっと不透明なところがあったというようなこともありまして、これは継続的に進めなければならないという判断の中で、今回、事業を発注したというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ですから、3月20日からはですね、新町長が事務執行をするわけですよ。そこまでは、期限的に待てなかったということになるんですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。どうしても入札執行は議会前に行わなければならないというふうなことで、2月の初旬に執行しなければならないというふうなこともあったものですから、待ってから入札をかけるというふうなことになりますと、議会への上程は、まずちょっと難しいというふうな形になるというふうな判断で、今回こういうふうな判断で進めさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでね、2者が応札してですね、樋口土木さんと杉原建設さんか、そ

れで最低制限価格があつて、これを見ると、最低制限価格に対する何%だ、0.2%ぐらいのところ、すれすれでとつたということなんですけれども、やっぱりね、これは結果ですから、お互いに積算をして出したとは思いますが、私の感覚としてはね、やっぱり、新町長のもとでね、こういうものもやるべきだと私は思います。

町政は継続してるとは言つても、これは町長が決済するんでしょう、現町長が。ですから、この件についてもやるべきじゃないかなということを申し上げて終わりにしたいと思います。

委員会でよく議論してください。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第47号 土地の処分について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、議案第47号、土地の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第47号の土地の処分についての提案理由を申し上げます。

本案は、荒川本郷地区の町有地を売り払いするものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は平成30年2月6日であります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第48号 町道路線の廃止について

議案第49号 町道路線の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第12、議案第48号、町道路線の廃止について、議案第49号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第48号の町道路線の廃止について、及び第49号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第48号は、主に阿見吉原土地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う路線の廃止及び霞ヶ浦高校への払い下げに伴う路線の廃止であります。

議案第49号は、主に阿見吉原土地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う道路認定、荒川本郷第一土地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う道路認定、その他町内開発行為の完成による道路の供用開始に伴う認定であります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案2件については、委員会への付託を予定しております

ので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号から議案第49号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。大変に御苦労さまでした。

午後 1時26分散会

第 2 号

[3 月 2 日]

平成30年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月2日（第2日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

10番	平岡博君
-----	------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
危機管理監 (交通防災課副参事兼課長補佐)	押切俊樹君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
国保年金課長	小林俊英君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成30年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成30年3月2日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成30年第1回定例会

一般質問1日目（平成30年3月2日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 永井 義一	1. 阿見町の子育て支援政策について 2. 国民健康保険税について	教 育 長 町 長
2. 海野 隆	1. 荒川本郷地区に計画されている地域再生計画「あみプラチナタウン」の現状及び課題、今後の見通しについて 2. 天田町政8年間の公約実現状況及び評価について	町 長 町 長
3. 樋口 達哉	1. 平成30年1月10日行われた「第1回災害対策本部設置・運営訓練」（図上訓練）について 2. 「阿見町業務継続計画」（以下、「BCP」という。）策定について	町 長 町 長
4. 栗原 宜行	1. 阿見町における学校教育の充実は進んでいるか	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、おはようございます。日本共産党の永井義一です。

昨日の朝のね、嵐のような形からけさはいいい天気ですけども、かなり風が強いと。花粉症の方もたくさんおられるんじゃないかと思うんですけども、私も花粉症になっていまして、ちょっとお聞き苦しいところがあるかもしれませんけども、よろしく願いいたします。

では、まず最初の質問をいたします。

阿見町の子育て支援政策についてです。子供の貧困問題が昨今騒がれていますが、今回は小中学生の就学援助制度の問題と、高校生以上が対象の給付型奨学金制度の2点についてお伺いいたします。

今の日本の貧困状況について述べたいと思います。子供の貧困率が年々増加し、今や6人に1人が貧困だと言われております。一般低所得世帯——所得が最も低い10%の層なんですけども、その実質所得が下がり続け、今の日本は貧困が悪化していると言えます。その中で、安倍政権は生活保護費の中の光熱費や食費など賄う生活扶助基準、これを最大5%引き下げようとしています。

生活保護を受けてなくても、シングルマザー等々の方々の子供の場合は特に深刻です。三度の食事のままならない状況の中で暮らしています。いろいろな場面でこれからお金が出てきます。一番多い時期が子供の進学時期です。今回の町長選で新人の候補はランドセルの無償配布を公約に掲げました。県内では多くの自治体がこのランドセルの無償配布を実施しています。お金のかかる時期にその準備ができないことは、子供にとっても深刻な問題です。必要な時期に必要な物をそろえる、至極当たり前なことをぜひとも実現していただきたいと思います。

まず準要保護世帯の入学金準備金の制度ですが、現在実施の7月支給を入学前支給の実施に変更することを求めます。一昨年9月議会や昨年3月議会でも私はこの就学援助制度の質問をしました。当時、県外では幾つかの自治体で入学準備金の前倒し支給が実施され、保護者などから喜ばれていました。しかし、県内での準要保護世帯に対する入学援助金の前倒し支給を決めていたのは、その当時は守谷市のみでした。

今年度の日本共産党の茨城県議団の調査では、県内で30年度実施が小学校で18自治体、中学校で21自治体、で、31年度実施が小学校で12自治体、中学校でも12自治体と。県内44市町村で約75%が実施すると、着実に増えております。

一昨年の議会の答弁なんですけども、ちょっと読ませさせていただきますと「支給時期についてですが、前年度分の収入額で認定を行うので6月に前年分収入を確認し、定例教育委員会に諮ってから認定となっております。申請書を早目に提出していただいても、前年の収入額を確認できるのが6月となっておりますので、支給時期の前倒しは難しいと思われまして」というような答弁がありました。

また昨年の3月議会の答弁なんですけども、こちらのほうはですね、「早期に支給する場合には、新入学児童生徒学用品費以外の学校給食費、学用品費、校外活動費などの就学援助の支給は別途申請が必要となり、保護者の申請に係る負担を考慮した上で保護者への周知・通知の方法等の検討及び財政との調整を行う必要があります。新入学児童をお持ちの保護者の負担の軽減を図るために、支給時期について県内市町村の状況、町財政との協議により検討をしていきたいと考えます」、昨年3月での議会の一般質問での回答がこういった回答になっております。

一昨年の答弁では、収入額の認定時期の話が出て、これで難しいという話でした。昨年の答弁では、確認時期よりは保護者の申請に係る煩わしさの話がありました。他の市町村がいち早く実施に踏み切れたのは、今上げたような収入の確認時期や申請処理の方法の簡略があったからではないでしょうか。

今回、県の教育委員会の調査では阿見町は実施検討中とあります。早急に検討していただき、支給の前倒しをすることを求めてまいります。

次に、高校生を対象とした奨学金制度ですが、現在阿見町ではその制度ありませんが、県内では約4割の自治体でこの制度が実施されております。中学校を卒業して就職する子供もいますが、今はほとんどが進学です。平成26年度の県の資料では全体の98.5%の生徒が高校に進学している。この阿見町でも97.5%が高校に進学しています。

これも一昨年9月議会の答弁ですけども、「その奨学金制度に関しましては、財政状況が厳しいために現時点では奨学金制度の実施は考えておりません」という答弁があったわけなんですけども、改めてですね、この制度の創設とともに給付型奨学金制度の実施を再度求めます。以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 1点目の、就学援助制度の問題についてお答えします。

就学援助制度は経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を一部援助する制度です。現在、阿見町では新入学児童生徒学用品費は他の就学援助費と一緒に7月に支給しております。支給額は、新小学1年生は4万600円、新中学1年生は4万7,400円となっております。

御質問の、準要保護世帯への新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することについてですが、入学準備の出費がかさむ時期に必要な支援ができるよう、収入認定基準年の見直し等、近隣実施自治体の取り組み状況を調査研究しております。なお、今後は新町長の政策判断を踏まえながら、入学前支給についてできるだけ早い時期に実施できるよう、導入に向けて前向きに検討を進めてまいります。

2点目の、高校生が対象の給付型奨学金ですが、阿見町単独での今後の制度の創設等については、財政状況や新町長の政策判断も踏まえながら検討したいと考えますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今回ですね、何点かお伺いしたいんですけども、まず要保護と準要保護のですね、児童の人数、それにあと金額ですか、出費の金額、これをちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今御質問になったのは、要保護と準要保護の今回御質問されています入学準備制度の対象となる人数でよろしいでしょうか。

はい。29年度の実数でいきますと、まず要保護の小学校入学者対象人数は1名です。中学生は2名。で、準要保護、こちら教育委員会で担当していますけど、教育委員会でのほうの実数は、小学生新入学者が8名、中学生が22名となっております。22名。

以上です。

○8番（永井義一君） 金額は。

○教育次長（朝日良一君） 金額はですね、先ほどの答弁書で言いましたけれども、1人あたりはその入学準備金というものについては小学生が4万600円と、中学1年生が4万7,400円ですので、その準要保護につきましては、小学生8名分で32万4,800円、中学生22名分については104万2,800円となります。トータル136万7,600円という金額になります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この阿見町の中でね、今次長がお話になったように、準要保護で8名と22名。人数的にはそんなに多くない人数だと思います。その中で、そういった方々がこの間7月支給ということなんですけども。まずお伺いしたいんですけども、この収入認定基準年の見直し等ですね、近隣自治体の取り組み状況を研究しておりますというふうな回答がありましたけども、これ県内でですね、今幾つの自治体が実施しておりますね、また、その収入認定基準年の見直しとありますけども、近隣自治体は、その基準年をいつと定めているのか、わかればお願いします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

ちょっと県内全てについてはちょっと調べていないんですけども、近隣の自治体でこの4月、平成30年4月から実施する予定のところにつきましては、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市があります。で、現在検討中というところが土浦市、美浦村、河内町そのような、こちらの問い合わせではそういうふうなことを聞いております。

基準年につきましては、制度上当該年度の収入では判定できないので、前年度の収入で判定することになります。その結果、また当該年度に改めて収入の判定する書類を提出していただくことになると思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、次長のほうで幾つかの市町村、名前上りましたけども、これはちょっと私どものほうで調べた中で、今30年度実施のところはですね、小学校でいうと18、中学校でいうと21。かなりな数が多いんですよ。できればこれ、私も先ほどの話で、今3回目の質

問になるわけなのですけども、その中で検討していくという答弁がなされているわけなんですけども、ちょっとね、教育委員会のほうの中で非常にスピードが遅いんじゃないかと思うんですよ。

1番最初、私がこの質問したときには、先ほど冒頭言ったように守谷市だけだったんですよ。で、県南地域で守谷が1番だっていうことで、いろいろほかの議員の人たちなんかも含めて話して、やはりそういったところをしっかり見習おうねなんていうことを話したんですけども、気がついてみたら、今は44市町村のうちね、やってないところのほうが少ない。ちょっと調べた中では、この阿見町は一応実施検討中ってというような形でなっているんですよ。実施検討中のところでも県内で8つぐらいなんですよね。

で、あとは予定なしっていうのももちろん……。5つか、予定なしっていうのもあるんですけども、それ以外の自治体は30年、31年にやられてるんですよ。ですから、これはですね、ぜひともお願いしたい部分なんですけども。

先ほど答弁書の中でね、新町長の政策判断も踏まえながらあります。ただ先ほど金額、私聞いた中で、この136万7,600円、もちろん少ないとは言いません。言いませんけども、やはりできる金額だと私は思うんですよ。で、これ2年前から聞いてることなんですけども、多分2年前から金額的にはそんなに変わりはないと思うんですよ。その人数とか。金額は上がったんで、ちょっとは増えてるかと思うんですけども、人数的にはそんなに変わらないと思うんですけども。やはりそういった判断が今の形の中でも、ぜひともできるんじゃないかと思うんですよ。

なおかつ、もっと言ってしまえば去年の3月議会の中でも同じような質問して、そのときには申請が煩わしいっていうようなね、答弁があったんですけども。ただ、そのときにほかの自治体のことをどんだけいろいろ聞いたのか。もしそれが……。多分これは朝日次長のほうが答弁した部分だと思うんですけども、3月のとき以降ですね、そういった形でどういう形で、何というんですか、保護者の申請が煩わしくなってるのか、または逆に言うと、それ以降こんだけの自治体でやられてるわけなんで、どういった形でそれをクリアしていったのか、もし何かそういう話を聞いている事例があればちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

申請に対する煩わしさというのは、当然あるかと思えます。2回手間になる可能性がありますので、そこら辺を私どもとしましては、できるだけ申請者の方に負担にならないようにはしたいと思ってます。そういったことを踏まえて、昨年永井議員の御質問あったときには、永井議員もおっしゃってましたが、守谷市さんだけがやっておられたと。で、1年たったら今お

話があったとおり小学校を対象に18市町村、中学校を対象に21市町村がやられるという今御説明ありました。そういったことで、この1年の中でですね、ほかの市町村もそういった動きになってきたと。

阿見町としましても、そのほかの市町村でやってる状況をですね、いろいろ調査研究させていただいて、答弁にもございましたが、決してやらないということで……。あと県のほうにもやらないという回答はしておりません。前向きに実施したいと思ってます。その中で、そういうふうにしたいと思ってます。実際ですね、いろいろ問い合わせてみると、申請時期とか支給時期も市町村によってまちまちです。そこら辺で、どういったことでやるのがいいのかというのを、やっぱ、やった市町村にいろいろ結果を聞きながらですね、これからの町のほうの、新しいこういう取り組みするわけですから、その判断したいと考えています。そういったところで時間をいただきたいと思っています。

ですから、阿見町では、何回も繰り返しますけれども、決してこれについて前向きに考えていないということではございません。前向きに考えていながらも、なるべくその申請者の方に対して負担にならないように考えている。そのためには時間をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 前向きにという話が2回、3回、言葉の中でありましたけども、そういった形でお願いしたいんですけども。ちょっと昨日たまたまね、町の人でいて、新入学生が、これは再来年入る親御さんがいて、その人とちょっと話をした中で、その人が準要保護かどうかというの、ちょっとそれはわかりません。わかりませんが、そういった話をする中で、やはり先ほど質問の中でも出たんですけども、ランドセルの支給っていうのもかなり声があったんですよ。

で、たまたま近隣で土浦だとか牛久だとか、やられてるかと思うんですよ。やはり、小学生に入ってやはり一番お金が、3月、4月ってのは一番お金がかかるんだっていうのをその方が言っていて、で、たまたまね、町長選の話になったんでね、そのランドセル支給の話も出たわけなんですけども、ぜひともね、そういった形でそういうのを実現していただきたいっていうのはね、親御さんなんかも言ってたんですけども。やはり、そういったなかなか私たちが日常的に会えていない方々でも、そういった思いを持ってる人が多いと思いますし、なおかつ、小学生で8人ですか、中学生で22人、この金額ですんでね、これはもうぜひとも教育委員会のほうからですね、そういった予算を入れていただいて。

で、一応県のほうで調査した中で、30年度、31年度ということでやりますかってことで調査

してるんですけども、今からでもこの31年度実施っていうのは十分間に合うと思うんですよ。その申請の話がありましたけども、具体的にちょっとお伺いしたいんですけども、仮に31年度もしやるっていうふうになると、お尻からどういう、何ていうんですか、準備っていうんですか、そういうのがちょっと必要なのか、ちょっとお教えていただきたいんですけども。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

31年度から実施となりますと、予算の組み立てが変わってきますので、まず補正予算で、こちらで今言いました金額を手当する必要があるということでございます。それは補正予算の時期が決まっています、6月、9月、12月、3月となっています。今回のお話からすると、ほかの市町村の例も言いますと大体12月前、年内には申請をしていただくと。それには当然財源がなければ申請できませんから、遅くても9月議会に補正予算を申請するような手続が必要かと思えます。

そういったことも含めて、答弁でもお答えしましたが新町長のですね、政策判断を踏まえながら今後どうしていくかっていうことについては、前向きに検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） わかりました。ちょっとね、その辺いろんな段取りがね、ちょっとわかんなかったもので、今ちょっとお伺いしたんですけども、9月議会の補正であって年内には申請という形でやるふうにはなれば31年度は可能になるということですね。先ほども言ったようにね、136万7,600円、多い少ないいろいろな考え方あると思うんですけども、町の予算から見ればそんなにばかどかい金額でもないと思えます。

その中で、やはり子育てっていうことをね、やっぱり阿見町では重要キーポイントになるかと思うんですけども。そういった中で、阿見町で小学校に入る、中学校に入るっていうときに、こういったことがあるんで、ほかのね、他の市町村から見ればちょっと遅ればせながらになるかもしれませんが、でも、やるとやらないとでは、これは大違いなんで、その新町長の政策判断を踏まえてということありますけども、ぜひとも教育委員会のほうとしてもですね、強く、この辺は教育委員会のほうとしても予算要望って形でね、ぜひともお願いしたいと思えます。

それであと2点目のですね、奨学金のほうの話なんですけども、これもちょっと質問させていただきたいんですけども、これ県内で幾つの自治体を実施しているのかですね。これは給付型、あと貸与型ってあるかと思うんですけども、その貸与型も含めてお答えください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） なかなかこの奨学金制度につきましては、全市町村に問い合わせることちょっと難しいので、いずれもホームページ等で調べました。そのときも所管する部門はかなり違いましたので、かなり困難をきわめました。今回は、近隣の市町村にですね、問い合わせしたところですね、土浦市が給付型月額7,000円、龍ヶ崎市が……。これは済みません、高校生を対象にした奨学金です。で、龍ヶ崎市がやはり給付型で月額1万円、牛久市が同じく給付型で月額1万円、人数はどの市町村も若干名だそうです。対象人数は、で、稲敷市が、こちらは貸与型で月額2万5,000円ということでやっている状況を確認しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私も前回なかなか調べきれなかったんで。あのときたしか29市町村とかね、言ってまして、私も給付型・貸与型いろいろ調べたんですけども、結構全部調べ切れなかったのはあるんですけどね。やはり今4つの市町村の話が出ましたけども、それ以外にでも県南地域でいいますと、つくばが月額6,000円とか、そういうのがあります。一応ずっと見てたら大洗が月額1万円ってのが給付型であるんですよ。それは多い少ないはあれなんですけども。

ざっと給付型と貸与型と約……。私の調べたところでも二十三、四市町村。調べきれなかった部分もちろんあります。その中で給付型っていうのも、もっと少ないかなと思ったらそうでもなかったんですよ。で、先ほど次長のほうの話の中で対象人数の話が出たかと思うんですけども、結構かなりこれでも対象人数もやっぱり少ない、3人、4人とか多くて七、八人ぐらいじゃなかったかと思うんですけども。これで金額的には、そんな金額にはならないと、これも思います。

で、全然考えてなければいいんですけども、私もこれも何回目かの質問なんで考えていればお答え願いたいんですけども、仮に、貸与型でも給付型でもいいです、もし阿見町としてやる場合には、イメージ的には何人ぐらいをイメージ持ってますかね。もし、あれだったら教育長でもよろしいですけども。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今のイメージという御質問ですけれども、先ほどからも答弁でも申し上げましたが、新町長がですね、今度新しく変わるわけですから、そういう状況の中で、イメージというお答えはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

これからですね、新町長の政策判断を踏まえまして給付型・貸与型と2種類あります。で、

永井議員がおっしゃるのは貸与型だと、今でも新聞とかで社会問題になってますけども、自己破産の問題もあるだろうと、そういったことで給付型がいいんだらうという御意向だと思います。そういったことを踏まえてですね、新町長のほうとですね、いろいろその政策判断を仰ぎながらですね、そこは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃちょっとね、今なかなかイメージは難しいと思うんですけども、ちょっと町としてこういう制度が必要かどうかってのは、どう思いますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

まずですね、町として必要かどうかという段階の前にですね、永井議員も御存じだと思うんですけども、県と国のほうで高校生等奨学給付金って制度がございます。まず県のほうから市町村のほうにですね、市町村のこういう学校教育の部門にですね、小中学生、特に中学生に対してこういった制度の周知をされてないっていうことで、周知の協力依頼がございました。そういったものを、まず周知していくのが最初かなと思います。

この内容をちょっとここで御紹介させていただきますと、高校等の教育費を支援しますというので、就学のための給付金です。こちらは、県でやっているのは、非課税世帯を対象とした授業料以外の教育費を支援する給付型の制度で、返済は不要です。こういう制度が現行あると。なかなかこちらが知られていなくて、利用されてないという状況があります。ですから、まずこちらをですね、十分対象者の方には認識してもらおうと。それを踏まえて、また先ほども言いましたけども、そういう取り組みをしながらですね、新町長のほうに政策判断を仰ぎながら、そこは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね。私もいろいろ調べてる中で、この制度がない市町村のところのホームページ見ますと、やはりその県のやつがトップにこう出てくるわけですよ。ですから、阿見町もそうなわけなんですけども。ぜひとも、その辺はね、ぜひとも周知徹底してもらって、やっぱり必要な……。どうしてもある程度学力がそれなりにある生徒で、やはりこのね、生活苦の中でやはり進学を諦めるのは惜しいっていうようなね。やっぱり将来的な阿見町の人材をつくるって意味も含めてね、こういった形で制度は、私は必要だと思うんですよ。ですから、積極的にお願いしたいんですけども。

今回のね、一般質問の、この1問目の中でね、新町長の政策判断ってのが出てくるわけなん

ですけれども、ぜひともですね、やはり今必要な子供たちがね、いるっていうことをね、町としても十分認識していただいて、ぜひとも政策、子育て支援のね、政策を充実させていただきたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

はい、じゃあ2問。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、2問目に移ります。国民健康保険税についてです。

来年度から制度が変わるこの国民健康保険税ですね、この問題は今年の9月議会と12月議会取り上げましたけれども、制度の変更点が大分見えてきました。今回はですね、その制度の問題ではなく阿見町での保険料がどのようになるのか、ここを中心に質問します。

保険料の据え置きか値上げか、県内自治体でも分かれています。県内自治体の半分強が平成30年度の税率改正の予定がない中、阿見町でも町民を守る立場からですね、値上げをしない、値上げをさせない方策が必要ではないでしょうか。12月議会の中では、繰越金や支払準備基金の繰り入れの話がありましたが、それを行うことにより被保険者の負担が減ることになります。そのことについてまずお伺いします。

次に、国保の均等割の減免を求める件です。町の方針では、今までの4方式から3方式に変更すると伺っております。そうすると資産割がなくなるのではないかと思うんですけども、他の所得割、均等割、平等割、それぞれの額が変わってくる可能性があります。国保の都道府県化を受け入れた際の全国知事会では、国の緊急要請の中で子供の均等割の軽減を検討することを要求しています。

また、埼玉県のみじみ野市では、均等割軽減に踏み出して、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除すること可決しております。一般的にサラリーマンが加入する健康保険では、子供の人数が増えても保険料は変わりませんが、国保の場合にはこの均等割で確実に増加します。子育て支援の観点からも、子供の均等割の減免を求めてまいります。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、2点目の国民健康保険税についての質問にお答えいたします。

本年4月から国保は茨城県が財政運営の主体となり、市町村は県が決定した事業費納付金を納付することになります。この納付金を賄うため、同時に示される標準保険料率を参考に、保険料率を定めることになります。昨年12月に県で事業費納付金の確定係数による算定を行い、

市町村に対して平成30年度国保事業費納付金・標準保険料率が提示されました。それを受けて、国保税の賦課方式・税率の検討を行っているところであります。

1点目の、値上げをしない、値上げをさせない方策についてであります。

前回の一般質問でもお答えいたしました。医療費の動向が納付金算定に大きく影響することから、医療費水準を下げるために、データヘルス計画に基づく保健事業等を継続して推進していくことが、重要であると考えております。また、新制度への円滑な移行という観点からも、急激な負担増はできるだけ避けることが望ましいと考えており、繰越金や支払準備基金を有効に活用し、被保険者の大幅な負担増にならないように配慮はしたいと考えています。

2点目の、子供の均等割の減免についてであります。

均等割につきましては、子供も含め、加入する世帯員が多くなるほど、負担する国保税が多くなる仕組みとなっております。所得に応じて7割・5割・2割の軽減制度が設けられており、軽減判定所得の算定では、加入者1人当たり5割軽減で27万円、2割軽減では49万円の控除額を受けることができます。この国保税の軽減分は国・県からの財源が補填されています。

子供の均等割について減免を行うことは、財源を手当するために、その分が他の被保険者の負担増につながります。国民健康保険制度は、加入者全員が医療にかかる費用をお互いに負担し、みんなで支えあう相互扶助により成り立っている制度でありますので、子供の均等割というような、町独自の減免・軽減等については、新町長の政策の中で判断をしていただきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この国保に関しても、今回9月、12月、3月と3回目で、当初はどういう形になるのかってことでね、わかんなかった部分もあるんですけども、変更等ですか、そういった形では大分わかってきたんですけども。今回ですね、国のほうで最終的な仮係数じゃなく本数字が……。ごめんなさい、国じゃないや、県のほうでですね、出ているかと思うんですけども、その金額に関してですね、お伺いしたいんですけども。

まず1つ、平均になるかと思うんですけども、年間1人当たりの上がる金額ですね。それとあと、前ちょっとこお願ひしてたんですけども、標準家庭ってあります、阿見町の中では。その標準家庭では、どのぐらいの負担増になるのか、お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

県のほうで国保のですね、事業費の納付金算定というのが出されました。答弁でもありましたように、これが約14億8,345万ということでございます。で、1人当たりの保険料総額になりますと、県で一応示されてるのが10万9,642円ということで、県の平均が11万6,015円という

ことで、県内では33番目ということになります。

仮算定のときと比べると530円程度の上げということになりますけども、平成29年度と30年度の1人当たりの増減ということになりますけども、これについては2,625円の増という、県の資料では、なっております。ただ、これは実際の保険料との差ではなくて、あくまでもこういう県内で統一した場合の算定ということで、想定した場合の比較でございますので、実際の保険料との差とは異なりますけども2,625円の増加ということになってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 標準家庭のほうでのやつってのはどうですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 現在、そういう必要保険料額、標準保険料額が示されましたので、これに基づいて平成30年度の税率については今検討してるということでございますので、まだ、はい、実際に税率につきましては7月本算定ということになりますので、6月の議会の際に税率の変更の上程をさせていただくようになろうかとは思いますが、その時点でないと、現時点でちょっとまだ比較はできないということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね、この前の運協の中でもその話がありまして、6月議会の中で議案上程という形でなるかと思うんですけども、担当部署のほうでは、まだそこまでの算出はしてないっていうふうに思っているわけですかね。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。いろいろ試算等進めているところでございます。今の4方式から3方式の変更等も踏まえて、税率の変更については検討しているということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、検討しているということなんですけども、ちょっと共産党のほうの議員団で調べた中で、阿見町の中では賦課方式を変更する予定がありますということで、これは上げるっていう方向になるのかなと思うんですけども。結構多くの市町村のほうが今回の変動があっても予定なしっていうことでね、もちろん上がるとこ下がるとこいろいろあると思うんですけども、龍ヶ崎なんかでは予定なしで、基金とか一般会計からの繰り入れで対応するっていうような回答がなされているということで、そういった形なんですけども。

で、阿見町のほうでですね、前回の12月議会の中の答弁で、先ほどの質問にもあったんです

けども、繰越金だとか支払準備基金という話が今、飯野部長のほうからもあったかと思うんですよ。あれから3カ月たってるわけなんですけども、担当の部としては具体的にそれをどのような形で使っていくのか、もし決まってないにしても方向性はもちろんあるかと思うんですよ。それでも構いませんので、お聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 制度の改正によって、基本的には大幅な負担増というのは避けたいというのは、町として考えているところでございます。実際に繰越金、まず繰越金なんですけども、平成30年度の当初予算におきましても、予算上はですね、国保の歳入は今の現在の税率が改正ないやつで計算をしてございます。制度改正に伴う税率変更については、加味していないんですけども、それで予算を組まさせていただきました。

で、まずは歳出は算定します。税率を変えない状況で、今の国保税の税率を算定して不足する分につきましては、前年度の繰越金を充当させていただいた予算を組んでおります。歳入の不足分ということで、平成30年当初予算におきましては約1億5,624万円を繰越金から入れて予算をつくっているというところでございます。ただ、平成30年度の繰越金の決算見込みが約2億ちょっとというところでございます。まだ決算終わってないんであれなんですけども。それと基金の残高が2億8,000万というところでございます。

恐らくこれを全額繰り入れるということであれば、引き上げとか改定なくできるのかなというところはありますけれども、そうすると単年度だけは耐えられても、それがなくなると今度次年度以降大幅な保険税のアップにつながる可能性もございますので、そういうことのないようにですね、配慮しながら税率のほうも検討していきたいなということでございますが、基本的には大幅な負担増はしないようにというのはベースで考えているところでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね、大幅な負担増はぜひともしない……。この回答書にもね、急激な負担増はできるだけ避けることが望ましいと考えておりますということですね、書いてあります。で、なおかつ国のほうで出している資料なんかでも、そういった税務関係の書類をつくるところの資料なんかでも、そういったことが書かれておりました。

今、部長のほうの話の中で、繰越金の話なんですけども、たしか平成28年度の繰越金の額としては5億408万ありますよね。今ちょっと私も聞き間違えたのかと思ったけど、2億幾らとか言ってたかと思うんですけども、一応その辺ちょっと確認したいんですけども。これ29年度はね、まだ出てませんけども、28年度の繰越金はその金額でいいわけですよ。ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 平成28年度の決算ではですね、繰越金が5億3,732万6,000円でございます。ただ、翌年度で国庫補助金の返還分とかが含まれておりますので、実質的にはもうちょっと低くなるのかなと思いますけども、決算上は今言った金額でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今回5億3,732万6,000円という数字が上がってるかと思えます。先ほど答弁の中で1億5,620万、これは1回分だと思うんですけども、これを全部取り崩して、そのうちなくなるよってのは、これは当たり前の話なんでね、それは考えていただきたいんですけども。県のほうとしては、かなり今回高く見積もってるんじゃないかというのはね、担当部署のほうのヒアリングしたときにも話ありましたけども。

やはり来年度1年やってどうなるのか。県のほうでもわかんない部分が多いと思うんでね、そういった形でもうちょっと金額は抑えられるんじゃないかと思うんですけども。ぜひともですね、先ほど言ったような形で、今回6月議会の中で税率が変更になるにしてもですね、やはり上がらない、上げないような施策をお願いしたいんですけども。これも新町長の判断によりけりという部分もあるかと思うんですけども、そういったところをお願いしたいと思うんですよ。

あと次ですね、子供の減免制度のほうなんですけども、これ回答の中でも子供の減免制度の中で7割、5割、2割負担の話がありまして、加入者全員が医療にかかる費用を互いに負担しってということが回答書の中でも書いてあるわけなんですけども。でも実際のところですね、先ほど私、冒頭サラリーマンの政管健保とか一般的な健保の話しましたけども、そういったこと比べると、やはり国保の場合には子供が1人に増えるだけで現状の話だと3万5,000円ですか、均等割ですね、が増えてしまうというような形になってくるんですけども。

で、子供も国保に加入してるわけです。それは事実なんですけども。でも、子供の場合ですね、収入を得るってことはまずないわけですよ、それこそ。ですから、この、何ていうのかな、子供が1人増えたからどんと金額が上がってしまうってシステム、これやはりね、変えるべきだと私は思います。先ほどふじみ野市の例を挙げましたけども、この埼玉のふじみ野市の場合にはね、18歳未満の子供がいて3人以上の場合ってことでね、かなり件数的には低いってことだと思うんですけども、そういった新たな制度をつくってるというところで話を出させていただいたんですけども。

やはり阿見町でもですね、今回の国保に関しまして、やはりその均等割ってのはどうしてもついてくる。で、今回資産割がなくなると均等割の金額が上がる可能性もあるわけですよ。そういった中で均等割これ以上上げて子供が1人増えたら、この分だけ年間上がってしまうというような形になると思うんですけども。その均等割に関してですね、町のほうとしてこの4方式から3方式に今回ね、変える予定にしてると思うんですけども、その3方式になった段階

で均等割をどのようにしたいと考えていれば、ちょっとお答えください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

まず最初にですね、子供の均等割なんですけども、均等割自体は3万5,000円ということで議員おっしゃったとおりなんですけど、ただ、その中には40歳以上の介護分というのが1万円含まれておりますので、子供4歳未満の場合は2万5,000円ということになります。

それから均等割なんですけれども、できるだけね……。4方式から3方式にすることに関しては、県における算定方法というのが医療費に応じてですね、同じ負担になるように、それをベースに応能割としての所得割と応益割としての均等割ということでの2方式になっております。

将来県内統一と、ちょっと時期的にはまだ未定なんですけども、そうなったときに4方式から2方式に急に変更になるということ、かなり影響が多いということが予想されますので、県内の保険料統一に向けて段階的にスムーズに移行できるように、資産割を廃止して3方式に変更したいというふうな考えで今進めてるところでございます。

その率につきまして、当然資産割の分が所得割とか平等割、均等割に影響してきますので、そこら辺も踏まえてですね、現在検討中ということで、まだはっきり決まっておきませんので、現時点では検討中ということで回答させていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、検討中という話がありましたので、これはぜひともですね、6月議会に向けてはしっかり他の市町村の動向もですね、ぜひとも見ながら十分な検討をしていただきたいと思うんですよ。国保に関してもね、今回先ほど言ったように、来年度1年になってもうちちょっと落ちつくんじゃないか、金額のほうがですね、そういうふうに思っているわけなんで、ぜひとも国保ですね……。

国保の加入者の方々っていうのは、やはり高齢世帯が多く、所得もそんなに高くない方が多い世帯だと思うんですよね。ですから、そういった方々の中でね、やっぱり負担をこれ以上強いってというのはね、やはりこれはもう大変なことだと思いますので、ぜひともその辺はしっかり近隣市町村ですね、を見て、6月議会でどういう税率の議案が上程されるかわかりませんが、でも、また、そのときはそのときで私のほうもいろいろ勉強して討論していきたいと思いますので。ぜひとも町民にとってですね、いいような方向で考えるように、よろしく願いいたします。

あと残り10分になったのかな。とりあえず今回ですね、この国保の問題にしても、最初の就学援助金制度にしてもですね、やはり阿見町の中で子育てしやすい町をね、つくろうと。これ

はもちろんね、町長なんかもね、ずっとおっしゃってた部分だと思うんですよ。やはり、それがずっとやられてる中で、気がついたらほかの市町村にみんな先越されちゃってるっていうのがね、やはり結果的にあったんじゃないかなと私は思うんですよ。

ですから、やはり先んじてやるってことはもちろん大変でしょうし、これはね、やっぱりリスクも背負う部分もあるかと思うんですけども、やはり後追いでやると、はっきり言って、もうみんなの中で後追いでやるってことだから、ほとんど阿見町のイメージがないんですけども。先ほど冒頭の1問目で言ったように守谷市の場合にはね、先にぼんってやったことによって、「お、守谷でやってんだ」ってのが1つ目立った部分があると思うんですよ。

私もあと子育ての関係では大子町のことなんかもね、新聞に載ってましたんで、そういった形で先行してある程度やる、もちろんリスクはあるんだけども、やることによってやはりそれだけ県内の中での阿見町のね、名前が少しでもアップする。そういったような形でね、これからの施策もやっていただければと思います。

私のね、一般質問これで終わるわけなんですけども、今回私が議員になって今6年目で、ちょうど天田町長のときに私が議員になってということで、今回ね、最後ということなんで、いろいろ失礼なことも言いましたけども、これからはですね、ぜひとも町長という立場じゃなくなってもですね、町政に何か絡んでいただきたいと思いますので。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 海野隆でございます。

町長選挙も終わりました、議員の皆さんもそれぞれね、選挙にかかわった方々も多いということで本当に御苦労さまでした。新町長がね、決まったわけですけども、天田町長の任期は3月の19日まであります。3月議会は骨格予算となり現町長の政策判断を要しない項目に限られているとはいえ、総額280億円の平成30年度阿見町予算を審議する重要な議会ですので、しっかりと審議をしていきたいと思っております。

それでは、一般質問をいたします。

今回私は2つの項目について質問をいたしますが、まず第1の項目、荒川本郷地区に計画されている地域再生計画あみプラチナタウンの現状及び課題、今後の見通しについてお伺いいたします。URから譲渡された荒川本郷地区に計画された地域再生計画あみプラチナタウンは、日本版C R C Cとして平成28年8月に内閣総理大臣から認定を受け、計画が進行しております。計画遂行のために、地域再生推進法人一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトが指定されて、阿見町とともに計画を推進してきたということになります。

しかし、指定した地域再生推進法人である一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトの代表者が辞任をし交代をしたり、地域再生計画に目標と明示された項目が未達成になると思われるなど、進捗状況について関係者から不透明な状況があると指摘をされております。指定法人には、東京の元国会議員及び中央区かな、元区議会議員などの政治家が代表理事や理事として関与するなど、地元の議員としては少し違和感もありました。

私は、平成27年6月の定例議会に提案された阿見町地域再生計画策定協議会関連予算に反対した経緯があります。その後計画が進行しましたので、その後の予算提案には反対しませんでした。そこで、本計画の経緯及び現状、課題、今後の見通しについて、何点か質問したいと思います。

- 1、本計画あみプラチナタウン策定及び内閣認定に至るまでの経緯について。
- 2、地域再生計画に明示された目標達成の可能性について。
- 3、これまでに予算化され実施された主な事業及び金額について。
- 4、今後計画されている事業及びそれに伴う予算額について。
- 5、指定した地域再生推進法人一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトの資金繰りや体制など現況について。
- 6、計画及び目標実現のために課題と考えていること。
- 7、町長の交代による影響及び今後の見通しについて。

以上、質問をいたします。

残余の質問は、質問席から行います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、荒川本郷地区に計画されている地域再生計画あみプラチナタウンの現状及び課題、今後の見通しについての質問にお答えいたします。

1点目の、本計画あみプラチナタウン策定及び内閣認定に至るまでの経緯についてでありま

す。

プラチナタウン事業については、当時のかすみがうら市長を中心とした霞ヶ浦周辺の市町村長間で、調査研究を重ねてまいりました。かすみがうら市では他の市町村に先駆けてプラチナタウンの事業化を目指しておりましたが、平成26年7月のかすみがうら市長の交代によって、事業化は白紙撤回となりました。

町ではこの構想を引き継いで、プラチナタウン事業に取り組むこととし、平成27年度に地域再生計画の基本構想、平成28年8月に、基本計画である地域再生計画「あみプラチナタウン、人と自然が織りなす首都圏近接型の生涯活躍のまち」を策定し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けました。

2点目の、地域再生計画に明示された目標達成の可能性についてであります。

地域再生計画では平成29年度に都区内へのプロモーション活動年4回、平成33年度に最終目標、東京圏からのアクティブシニアの移住人口90人達成を掲げておりましたが、現在プラチナタウン事業の事業開始時期が未定であることから、目標の達成は不可能であり、大幅な計画延伸は必至であると認識しております。

3点目の、これまでに予算化され実施された主な事業及び金額についてであります。

この事業に要した経費は、平成27年度の地域再生計画の基本構想策定の業務委託料981万6,120円、平成28年度に地域再生計画作成の業務委託料3,021万6,240円、そのほかとして、地域再生協議会の運営経費など、平成27年度から平成29年度の3年間の総額で4,063万2,927円を見込んでおります。

これに対して国の交付金が、平成27年度に1,000万円、平成28年度に3,021万6,240円、合計4,021万6,240円が入りますので、町の支出額は3年間で41万6,687円を見込んでおります。なお、プラチナタウンの事業者への補助金等の支出はございません。

4点目の、今後予定・計画されている事業及び金額についてであります。

あみプラチナタウン事業は、民間事業であり、事業用地の取得、施設の整備等につきましても、民間事業者負担となります。町が支出をするのは、地域再生推進協議会の運営経費や、生涯活躍のまち形成事業計画策定に係る費用など、年間約50万から60万程度と考えております。

プラチナタウン事業に対する補助金等の支出については、今後事業者から具体的な事業計画が示された後に、地域再生協議会等の協議を経たうえで、どのような形でどのぐらいの額の支援をするのが町として妥当であるか検討すべきであると考えております。

5点目の、指定した地域再生推進法人一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトの資金繰りや体制など現況、及び6点目の、計画及び目標のために課題と考えていることについてであります。

東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトが事業者選定の際に提出した当初の事業計画書及び協力法人等の組織体制と、その後地域再生協議会と町に提出された、変更後の事業計画書及び協力法人等の組織体制では、かなりの変更が生じております。

プラチナタウン事業の計画が全体的に縮小されており、関連する各種事業についても、実施内容の具体的な記載がなされていない不十分な状況であります。資金計画につきましても、事業者の自己資金に余裕がなく、この事業計画のほとんど全額が借入れ、もしくは投資に頼るといった内容となっており、仮に事業が下振れした際の事業継続性について課題があると考えております。

プラチナタウンの事業化に至るには、事業者に具体的で実効性のある全体計画、個別事業計画、金融機関が承認した資金計画を作成し、再提出していただくことが最低条件であると考えております。

7点目の、町長の交代による影響及び今後の見通しについてであります。

あみプラチナタウン事業は、単に高齢者向け施設の整備を伴う移住施策ではなく、移住してきたアクティブシニアが社会参加することにより、生涯活躍のまちづくりの推進につながるという理念であり、これは町長の交代によって変わるものではないと考えております。

今後もこのプラチナタウン事業を推進することにより、町全体に生涯活躍のまちづくりの機運が高まることを期待しております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。なかなかね、現状、推進していくのには相当大きな困難があるんじゃないかなというふうに受けとめました。

それから、4,000万円国から来るとはいつでもね、税金という意味では全く同じなので、やっぱりこの4,000万円をね、活かすような形でいかないとまずいんじゃないかなと思います。

それで、このプラチナタウン構想が議会の中でね、議論されたのはね、平成26年第3回の定例会。当時ね、議員だった藤平竜也議員が一般質問でね、高齢者対策事業における東京特別区との連携についてという質問からだったような気がします。また、平成28年9月ではね、同僚の井田議員が阿見町プラチナタウン基本構想について一般質問をしております。

で、私はね、藤平竜也議員の質問のときにも、それから井田真一議員のときにもね、当選して間もなかったんですけども、非常に内容をね、よく詳細に把握してね、いるなというふうにとってもね、感心した記憶があります。

その後ね、藤平議員は天田町長が組織した阿見町プラチナコミュニティ研究会か、これに町会議員としてはたった1人参加して会員になっていたんですね。だから、いわば身内、内部のメンバーだったわけで、内容の詳細についてね、把握してたのは当然かなというふう思った

次第なんです。

で、再質問をいたします。

まずね、質問の中の5点目。この地域再生推進指定法人、これ一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトですね。この一般社団法人というんですね、非営利法人になると思います。一般社団法人は社員名簿作成して、その主たる事務所に備えつけておかなければならないとなっています。当然町としてもね、この地域再生推進法人に指定されている、その東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトについての社員についても把握していると思います。思いますので、まず社員は何人くらいいて、その社員の中に阿見町の方というのは何人くらいいるのか。そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

全部です。理事が6名、それから監事1名の合計7人。設立時ですけれども、ということになります。で、町内ですと2名ですかね。あ、失礼しました。当時3名の方が理事として参加しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、社員というか理事、監事以外には社員はいなかったというふうに理解したんですけど、それでいいですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、御指摘のとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 主たる事務所というのがありますが、この主たる事務所ってのはどこにありましたか。あ、今も多分あると思いますけど。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、阿見町内でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 登記簿によるとですね、阿見町阿見の5335、この地番にあるというふうに、登記簿には書いてありますけど、これ間違いはないですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、そのとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 私の認識では、そこにはですね、阿見町建設業協会とか、有限会社エコ

一商会。ここの所在地と一緒にだと思いますけど、これ間違いありませんか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、同じだというふうに認識しております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） この社団法人の、一般社団法人ですね、この設立はいつごろになりますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 平成27年の3月9日です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうですね。このね、登記簿によるとね、町内の方は3名と先ほどおっしゃってましたけれども、平林栄一さん1名ですね。それから飯野一義さん、これ1名、それから井田真一さん、この3名っていうことで間違いはないですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、間違いございません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、井田真一さん、これ同僚議員だと思いますけども、井田真一さんは28年のね、9月の議会で、まさにこの問題について質問をしておりますけど、その当時彼はどのような役職にあったんですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 平成28年の3月31日付で理事のほうは辞任をされております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。その当時は理事を辞任されて、社員と理事ってちょっと違うんですけども、理解では社員もやめていると、こういうふうに理解をしました。

次にね、その一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトが、地域再生推進法人に指定された経緯について伺いたいと思うんです。というのは、先ほど答弁でですね、どうもこの地域再生指定法人がですね、資金繰り、資金の関係とか、本当にこの法人がですね、地域再生推進法人に指定されたのが正しかったのか。結果的にはなかなかね、これ評価があるということだけれども、その資金繰りもほとんど借金に頼っていると、そういう形で、結果的ですけども、ちょっと余りよくなかったんじゃないかなと思うんですけども。

平成28年ね、10月6日から31日までね、応募を受け付けましたね。で、8月30日に内閣総理大臣から認定を受けて、その後すぐにですね、公募型プロポーザルが開始するわけですね。で、10月31日まで応募を受け付けて、約1カ月の間に審査をしてですね、12月19日に指定をしてる

んですね。感覚からいうとね、大分その募集締め切りからね、選定までですか、短い期間の中で選定してるなという印象を私は受けました。

このね、地域再生推進法人、これのね、募集要綱がね、28年10月に策定されてると思うんですね。それに基づいて町はね、選定作業をやって指定をしていったというふうに理解したんですけれども、そういうことでよろしいんですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、そうです。お答えします。

町のほうで募集要綱を策定いたしました。それとあわせて、募集に当たりましては条件規定書というのを策定しております。その中では地域再生推進法人としての役割、それから事業における要求水準、定めてございます。

それから、実施すべき事項としましてコミュニティー機能、それから健康・医療・介護機能、それから居住機能、社会参加機能等の事業の実施要件を定めまして、その条件に基づいて提案をいただいているということでございます。で、提案をいただいた後に、1次審査ということで参加資格要件の確認を町のほうで行っております。それが通りまして2次審査ということで、町のほうで設けた審査会におきまして審査を行っております。

内容の評価、審査の基準としましては、事業の方針、それから全体マネジメントの機能、それからコミュニティー機能、健康・医療・介護機能、居住機能、社会参加機能、その他、それと事業計画ということで、条件規定書に設けた基準を満たしてるかどうかということで総合的に判断をしてですね、選定をしたという経過でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ここにね、募集要項だっけ、ごめんなさい……。募集要項がありますけれども、その最後にね、応募者の備えるべき参加資格要件っていうのが書いてありますね。私ね、ここを見てね、現状のこの一般社団法人東京霞ヶ浦プラチナプロジェクト、本当にこのときにこの要件を満たしていたのかどうか、非常に疑問がありますね、私があります。

部長はね、それに基づいてやってたということなんですけども、これはこの提案に対する条件、応募者の備えるべき参加資格要件、応募者の参加資格要件に、これ満たしているというふうにそのときは判断したということではないんですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、そのように判断をさせていただきました。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そのように言わざるを得ないと思いますけどもね。先ほどのね、しかしね、答弁、答弁書、内容を見るとね、事業の遂行、事業の継続性についても非常に課題がある

と。このままではね、事業遂行できないと。こういうふうに答弁していますよね、しています。

で、私はね、そのときの、つまり指定したときの経過っていうのかな、審査したんだろうと思うけども、本当はその議事録でもとってね、見たい気はするんだけども。いずれにしても結果的にはね、こういう答弁をせざるを得ない状況になっているわけですよ。これは認めますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 当初の予定よりはおくれているということには間違いないと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでね、いろいろね、関係者から聞いてみるとね、突然ね、こういう状況になったのではなくて、相当前からね、この法人の内部でいろんなことがあったと。こういうふうにお聞きしているんですけども。同じくね、募集要項のね、16ページにあるんですけどもね、「町は」ということですけども、進行管理を町はやると。進行管理ね。何て書いてあるかというね、地域再生推進法人は事業計画に規定する方法に従い、まずね、業務報告及び財務状況等を町に報告しなければならないって、まず書いてありますね。これは法人から町。

で、今度は、町は運営及び維持管理段階において、事業計画に規定する方法に従い、地域再生推進法人が行う業務の実施状況が事業計画に規定した水準に適合するものであるか否かについて確認を行うっていうふうに書いてあります。それで、当然事業所っていうのかな、法人からね、業務報告書及び財務状況が上がってきたと思うんですけど、そのときに、やっぱりちょっとこれはどうなのかなっていうふうに、町としては考えなかったんですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まずですね、応募のときに、ここで言うですね、事業の実績ですとか財務状況については、報告を受けてございます。応募の場合には、応募の要件としまして、単独法人または複数の法人により構成されるグループ、これもオーケーとしております。

で、今回の東京プラチナプロジェクトは、こういうグループということで応募がございました。で、実際に運営法人という東京霞ヶ浦プロジェクト、そのほかにグループということで協力法人がございました。で、そちらの実際には運営推進法人は事業全体をコーディネートする役割ということと、あとグループ法人のほうではいろいろ建設会社さんですとか、いろんな会社が入ってございますので、そちらのほうで自主的な事業を推進するというので、そちらのほうの会社ですね、資金状況とかそういうものを受けてございます。

で、現時点におきましては、現在計画のほうを詰めてる段階でございますので、現時点での財務状況ということでは受けてございませんが、事業をより実効性のあるもの、本当に実施できるかどうかということで、今事業者のほうでも資金計画も含めて事業計画を再度見直しをか

けているところでございますので、その、例えば事業を実施する場合に、銀行からの融資が当然なければ、なかなか事業は進まないだろうということもございまして、そこら辺も含めてですね、資金計画の見直し求めているというところでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 結構ね、見直しを求めていると言っても、聞くところによるとね、なかなか大変な状況なんじゃないかなというふうに私は判断をしましたけれども。しかも、いろいろ問題・課題もあると。

私も当時反対をしました。理念そのものに反対だったんですね。しかし、ここまで来ているので、この計画をどうするかっていうのは、残念ながらね、天田町政では実現できないわけですから、次の新町長が、その課題・問題をね、引き受けて、どうするかってことを最終的に判断をしなくちゃいけないと思うんですね。

私もね、いろいろこの日本版CCRC計画については、関係者、それから有識者っていうのかな、そういう人にもね、聞きました。当時もね、本当に地域活性化するのかと、私も言いましたけども、懐疑的な意見もね、それはあったと思うんですね。ただね、有識者——元厚生労働省のキャリア官僚ですけども、この方にもいろいろ聞いてみるとね、阿見町の再生計画もお見せして、それでどうかという話を聞いたんですが、まずね、およそ成功したCCRC計画はね、全世界にないんだと。ないんだと。

アメリカも別荘的な老人ホームみたいになっちゃって、地域活性化してるという状況とはほど遠いと。こんなことをちょっと辛辣に述べておりましたけれども、しかし、その方が言うにはね、ここまで来ている以上は、相当の工夫をして他のCCRCと差別化してできれば、成功の可能性もないとは言えないんじゃないかと。阿見町としては、新町長がどうするかわからないけれども、中止をするという積極的な理由もないだろうと。ということで、進めたほうがいいんじゃないかなということをお聞きはしたんですね。

これはね、天田町長に聞いてもしょうがないので、事務方なんですけれども、事務方にね、新しい町長がね、この課題を受け取って、この計画を実現できると、可能性がある、そういうふうにな、確信するような……。しないとね、あるいは課題を具体的に解決できるということを、明確にね、説明できるようにしてほしいと思うんですね。その上でね、新町長が判断すると。このことは事務方のね、責任非常に重要なので、ぜひ庁内、飯野部長が中心になってやると思うんですけども、ということをおね、お願いしたいと思います。

以上で、この問題については終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 次はですね、天田町政8年間ですね、公約実現状況及び評価について、

移りたいと思います。

さきの町長選挙では、町民の選択はね、町政の継続ではなくてですね、町政刷新、現行道の駅計画の推進ではなくて道の駅の再検討・見直しという結果だと思います。これは大きな争点になりましたので、住民投票については12月にね、吉田憲市議員がですね、本当に議会で今議論してるのは町民の意思なのかと。本当に政策決定するこの議会正しいのかと。住民投票をやってみたらいいじゃないかと。こういう話をされてて、やりませんという答えだったですね。

だけど、今回これね、あれだけ新町長になられる千葉さんもですね、その課題や見直しについて町民に多くの情報を出して、それから町長もですね、あその場所でやるのが成功の1番のもとなんだと、こういうことでやり合った。その結果はね、住民の意思、町民の意思としては見直しということになっていると思います。

私はね、8年前ね、町政一新ということを掲げてね、新町長になったね、天田町長には、町民のね、大きな期待があったと思います。4年前にはね、再選を果たして町政を推進して、この8年間推進してきたんですけども、私から見るとね、少し強いリーダーシップっていうよりはね、ちょっと独断専行だったんじゃないのと、こういうふうに思います。先ほどね、永井議員がちょっと町長に失礼なことを言って申しわけなかったと、このようなお話をしていましたけれども、議会のやりとりの中でね、いろいろと私と町長の間にもね、ありました。

特にね、議会の中で町長に異議をね、持つ議員との関係っていうのかな、議論というかな、これがね、少し欠如していたんじゃないかなと私はそう思っていて、そのことについてはね、非常に残念だったなと思います。政治っていうのは、言論によってね、説明をしたり、それから説得をしたり、それをね、繰り返すことによってね、町民にとって最善の策は何かと、これをね、やっぱり探っていく作業なんですね。多数ならば何でもいいんだと。そうは思ってたかもしれないけども、そういうふうになんかちょっと受け取れるところもあって、やっぱり対立がね、深まった部分もあるんじゃないかなと思います。このことはね、もちろん町長もそうかもしれないけど、議会も議員も真摯にね、改めて深く、議会のあり方なんかも含めてね、深く考える必要があるというに思います。

そこで、前置きが長くなりましたけれども、天田町政の8年間とは一体何だったのかと。公約の実現及び評価について伺いたいと思います。

- 1、主な公約の実現状況について。
- 2、特に町長退職金返還の時期について。
- 3、積み残した課題や問題について。
- 4、特に役場組織及び職員体制の課題について。

以上、4点を質問したいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もろもろ、いろいろ注意をいただきまして、ありがとうございます。審判はもう出たわけですから、これはもう道の駅はできないっていうね、あの場所ではね、できないっていう、それはもう結論づけてもいいんじゃないかなと。これはきちんと新町長が答えてくれるんじゃないかなと、そう思います。

公約実現状況と課題について、あわせてお答えします。

1期、2期ともに町民の皆様にお示ししましたことは、おおむね実現、着手できていると私自身は評価しております。とりわけ、安全・安心の確保、行政改革、子育てと教育環境については、着実な前進があったものと実感しております。

その一方で「笑顔のあふれるまちづくり」を常に目指してきました私にとって、町を訪れる方、その方々を受け入れる町民の皆様方の笑顔のあふれる国体開催、そのための準備に当たることができなかったこと。町内外からのお客様、商品を生産する方や販売する方々の笑顔のあふれる道の駅整備が道半ばとなったこと。子供からお年寄りまで皆が健康で生き生きと暮らせる、交流することによる笑顔のあふれるまちづくりが道半ばとなったことを残念に感じておりますが、町長として8年間の任期を通じ、町民の笑顔を増やすことに貢献できたのではないかと感じております。特に、2期8年という長きにわたり、私は町民の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

役場組織と体制については、行政改革の一環により職員削減に取り組み、人件費の削減を実現した一方、多様化、拡大する行政ニーズに对应していくためには、現状の職員数で対応することの限界に近づいているのではないかと感じております。このような状況をどのように打破するのが課題と考えております。

町長退職金につきましては、退職金相当額を給料から減額する条例改正案を上程いたしましたが、賛同がいただけず実施に至っておりません。この問題につきましては、私が退職した後、私にお任せをいただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。いろいろとね、8年間の公約の実現状況について述べていただきましたけども、ちょっとね、やっぱり天田町政ね、前に向かってどんどんって進んでいった分っていうのかな、少しやっぱり、先ほども申し上げましたけども、独断的なところもあったんじゃないかと。特に水道事務所の追尾型太陽光発電の問題とか、それから給食センターの太陽光蓄電型の外灯、これ、まだ半分についてないんですよ。直んないんだから。ね、そういうことをやっぱりね、きちんと反省をするというかな、そういうことも私は必要なのではないかなと思います。

確かにね、8年間いろんな事業を推進してきたわけですから、着実な前進があったと総括したいのはね、理解できます。私もね、特にね、子育て支援のための政策、あるいは日曜開庁、こういったもののね、町民サービス、こういう面でね、大きな前進があったというのは高く評価されるものだというふうに思います。

その反面ね、先ほど言ったようなことについては、やっぱり反省すべきところは反省していただきかったなと思います。たとえね、やめるにしてもね。この問題についてね、私も議会でどうだと、内部でね、再びこういったことを繰り返さないためにも、内部できちんと検証をするような委員会を立ち上げるとか、あるいは外部の人間を入れてやるとか、そういうことをしないのかと、こういう提言もしたと思うんですけども、それやらないということだったんで、本当にその当時残念だったなと思います。

それですね、町長退職金の問題ですけれども、今回の町長選挙でもね、大きな話題になっていました。新町長予定のね、千葉さんも、この問題についてはやっぱりきちっとすべきだと言っておりますね。町民の皆様からもですね、これぜひ質問してくれと。どうなるのか。こういう私に対して要望もありましたので、質問をしているということにもなりますけれども。先ほどのね、答弁では、この問題については私にお任せいただきたいと思っておりますって言われてもね、これ、どうお任せしたらいいのかね、わかんないわけですよ。はっきり言うと。

そこでね、まず、いいですか、町長退職金は1期目、これいつごろ、金額はどの程度だったのか、これを受け取ったのかどうかをお聞きします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい。退職手当の額の話になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、町長の退職手当の額につきましては、毎年町職員の給与・定員管理等ということで、毎年広報それからホームページ等で公表のほうはしております。その額につきましては1,588万4,000円となっております。そして、手取り額につきましては約1,120万円となっております。支給については、茨城県市町村総合事務組合のほうから支給されまして、その事務処理の状況にもよりますが、おおむね4月から5月にかけて支給されると。参考までに申し上げますと、1期分については、4月の15日に支給されてるということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、2期目が終わるわけですけれども、2期目も時期、金額はほぼ同じというふうに考えていいですか。全く同じなんでしょうか。それとも違うんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

退職手当の総額については変わっておりませんので、支給額としては同じでございます。また、支給の時期についても、先ほど申し上げましたが、4月から5月ということだと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、4月ごろ1,500万ちょっと。手取りにすると、これは後で返ってくるかどうかわかりませんが、1,500万程度ね、出るということですけど、これは町長にお伺いしますけど、これ受け取りますよね。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私のとこに入金されますから受け取ります。先ほども言ったとおり、退職金の関係は私にお任せください。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 何度も言うようですが、お任せできないから聞いてるんだから、お任せいただきたいって言っても、お任せできないから言ってるのね。

それでね、選挙管理委員会に聞きたいですけども、公職選挙法でね、町に寄附行為ができないというのは、どのような立場の人ですか。

○議長（紙井和美君） 総務課長青山公雄君。

○総務課長（青山公雄君） それでは、お答えいたします。

公職の候補者等の寄附の禁止につきましては、公職選挙法199条の2に規定されております。公職の候補者または公職の候補者となろうとするもの——公職にある者も含む、は、当該選挙区内におけるものに対し、いかなる名義をもってするも問わず、寄附をすることはできないと規定をしております。ここで言います公職とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職を指しております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。公職でなくなるわけですから、当然町に寄附をすることはできる立場の人になるというふうに理解しました。

次はですね、これ町長にお伺いしないとわからないと思うんですけども、その町長退職金は受け取らないという公約をしたと思うんですね。しましたね。というのは、退職金は町に寄附するという公約だというふうに理解していいですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから言ってるとおり、退職金に対しては私のもらうものです

から、私にお任せをいただきたい。それ以外何もありません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、同じ答えになるかどうかわかりませんが、この公約というのは、町長就任していた8年間を通じた公約というふうに理解をしていますけれども、そのような理解でいいですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私にお任せください。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 多分そういうふうにするというふうには思っていました。本当はね、男らしくとかかな、潔くとかかな、やっぱり天田町長はね、公約を実現するということについてね、こだわってやってきたわけですから、今のようですね、私にお任せくださいなどというようなね、答弁は、それに相反する答弁なんですよ。はっきり言うとね、正直言ってがっかりしましたよ。多分ね、町民の多くの皆さんも今の答弁を聞いて、この答弁でね、公約を実現するかどうかなんてね、わからないですよ。もっと明確に言ったらいかがですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、私にお任せください。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君に申し上げます。同じ内容の質問を何度も繰り返さないようにしてください。

○9番（海野隆君） もうこれは終わりです。答弁がないから繰り返してるんであってね。

私はですね、お任せくださいという理解は、町長退職金は2期を通じて返すと、二千数百万4月入った時点で返還すると、町に寄附すると。で、それを町民のために使うと。こういうふうに理解をしていますので、ぜひその返還をですね、実現することを強く希望したいと思います。

今日のね、茨城新聞県民の声の欄にね、町内の方がね、投稿をしておりました。阿見町職員の返事かな、主にね、対応について投稿がありましたね。非常に丁寧に教えてくれたと。しかし、ちょっと気になると。それは返事ですね、このことについてそういうふうに思われているんだなということもね、改めて見ました。やっぱり町民のね、役場組織を見る目ってのは非常に厳しいものがあるということもね、改めて自覚をしたんですけれども。議会、議員、職員、これもね、やっぱりみんな町民のために奉仕するということを、気持ちをね、新たにして、前にですね、進みたい。そういうふうに思いまして、ぜひね、それをやっていきたいなど、私自身も含めてですね。

そういうことでですね、残念ながら明確な答弁はいただけませんでしたけれども、これで今

回の私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらわす。おごれる人も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし」。

さて、諸行無常といえ、これまで阿見町は大規模な災害とは無縁な土地柄でございました。平成28年4月14日21時26分、大地震に襲われた熊本も、かつては地震とは無縁だと言われておりました。平成28年5月14日の読売新聞朝刊によりますと、熊本大地震が起こる半年前、県知事は東京都内のホテルで行われた熊本県主催のセミナーで、今後30年間で震度6以上の地震が発生する確率は比較的低い、地震保険料も全国最安値で熊本の震災リスクは低い、大規模地震と無縁の土地柄と約200社の企業関係者にアピールしていたそうです。

その半年後、2度の震度7が熊本を襲いました。揺れ続ける大地、震源域の拡大、未知の断層、想定できなかった連鎖地震により、被害想定や防災計画、建物の耐震性など、幾つもの課題が浮き彫りになりました。自治体の備えはどうあるべきか、福和伸夫名古屋大減災連携研究センター長は、地震が最近起きていないところは逆に発生が近づいているという発想で、地域主体の防災対策を急ぐべきだと話をされております。

皆さん、大災害は今までなかったから来ないかもしれないと言い切れるでしょうか。諸行無常、阿見町や近隣市町村にも災害がすぐそこまで迫っているかもしれません。災害は待ったなしであり、忘れる前にやってくると考えております。

そこで、日ごろの災害に対する備えが必要不可欠になってまいります。そういった観点から、1月10日木曜日、午前中に行われた阿見町役場職員を対象とした第1回災害対策本部設置運営訓練——図上訓練は、非常に意義深い訓練であったと思料いたします。

よって、次の事項についてお伺いいたします。

- 1、図上訓練の目的と概要。
- 2、成果。

3, 問題点や対策等。

以上, よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君, 登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成30年1月10日に行われた, 第1回災害対策本部設置・運営訓練についての質問にお答えをいたします。

1点目の, 図上訓練の目的・概要についてであります。

本訓練は, 課長級以上の職員に対し, 大規模震災発生時の初動における災害対策本部の基本的行動について訓練し, 初動対応能力の向上を図ることを目的に, 災害対策本部長以下管理職を対象に実施したものであります。

訓練の概要であります, 訓練の方式は実動を伴わない図上訓練方式により行い, 参加する職員には付与する状況の内容などは事前に一切知らせない「ブラインド型訓練」で実施いたしました。災害は茨城県南部地震発生を想定し, 町内の被害状況, 町民からの問い合わせ, 防災関係機関との連携に係る事項など約70項目の状況を付与して, 発災から初回の災害対策本部会議の開催までの初動における一連の基本的行動について訓練をいたしました。

2点目の, 成果についてであります。

本訓練により, 災害発生後の初動における災害対策本部の基本的行動について, その練度の向上が図れたとともに, 最大の成果は, 各管理職の状況判断能力などが養われたことだと思っております。また整備や具体化ができていない事項, 訓練ができていない事項について, 改めて現状を認識することができ, 多大な成果を得ることができました。

3点目の, 問題点や対策等についてであります。

本訓練を通じて, 改めて浮き彫りとなったことは, 避難所への物資運搬や集積拠点の開設運営にかかわる機関との連携要領等, 未整備の事項に優先順位をつけ, その整備に着手する必要があるということです。

また, 物資集積拠点等の各種施設の具体的な開設運営要領等の訓練が行われていない事項については, 段階的かつ効果的な訓練の計画, 実施に努めるとともに, 今回実施した災害対策本部設置・運営訓練についても, 今後, 継続して実施し, 災害対策本部の練度の向上を図る必要があると思います。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。それでは, 再質問に移らせていただきます。

災害対策本部設置・運営訓練の位置づけについてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

災害発生時における町の災害対策本部は、被害の最小化、迅速な回復を図るための町の中核であり、役場内の指揮機能であります。この重要な責務を担う災害対策本部を訓練することは、迅速かつ的確に災害対応するため極めて重要であり、本災害対策本部設置・運営訓練は町の災害対応の司令塔を錬成するための訓練と位置づけております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） わかりました。その趣旨に従い、継続的に同種訓練を行って、阿見町の災害対応能力の向上を図っていただきたいと考えます。

また、2点目の成果にありました各管理職の状況判断能力などが養われたこと、それから、整備や具体化できていない事項、訓練できていない事項を認識できたということは、本図上訓練の成果が着実に出ていていると考えます。今後、必要性和可能性を至当に見積もって想定外に備え、万全を期していただきたいと思います。

続きまして、対策本部設置・運営訓練の訓練順次についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

本訓練の訓練順次、すなわち訓練成果の累積の考え方でございますが、今回1月10日に行いました第1回目の訓練は、発災から初回の災害対策本部会議開催までの、発災以後約3時間までの初動を訓練いたしました。第2回目の訓練は、発災から72時間を訓練し、第3回目以降は災害のフェーズを応急対策、それから復旧・復興の場面を段階的に訓練し、その成果を積み上げるとともに、緊急参集訓練、通信訓練、避難所開設運営訓練等ですね、実働による各種の機能別訓練等連節しまして、災害対応能力の向上に努めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） いずれも大変重要な訓練であると考えます。役場の業務の性格上、通常業務をこなしながらの訓練は、時間的・体力的な制約を受け困難を伴うと思いますが、訓練要領を創意工夫し、対応能力を着実に向上していただきたいと考えます。

それでは引き続き、2問目の質問に移らせていただきます。

阿見町業務継続計画、以下BCPと言わせていただきます。策定について。大規模災害が発生した際、町長以下阿見町役場の組織は、災害対応の主体として重要な役割を担います。過去

の災害を振り返ると、他の市町村では首長の不在や庁舎電気通信機器、予備電源などの使用不能により、災害の対応に支障を来した教訓が多々記憶されております。

東日本大震災の際、被災により本庁舎が使用できなくなった市町村は28自治体に及び、庁舎内の重要なデータが失われた市町村も多数あったそうです。災害発生時には、人・物・情報等のリソース、すなわち資源が制約を受けた場合でも、限られたリソースを集中的に投入し、重要な業務から優先順位をつけて復旧させるよう業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが重要であると、内閣府発行の市町村のための業務継続計画作成ガイドにも記述をされております。

それらを受け、交通防災課で調査研究を重ね、役場全庁で調整検討し、阿見町業務継続計画1次計画が策定を完了したことは、阿見町の危機管理上大きな一歩であると思料をいたします。以上のような観点から、次の2点について。

1、BCP策定の進捗状況。

2、今後の予定。

についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町業務継続計画、以下BCP策定について、の質問にお答えをいたします。

1点目の、BCP策定の進捗状況についてであります。

BCPにつきましては、本年度春から全庁横断的に計画策定に着手し、数回にわたり関係職員に対するヒアリング等を実施するとともに、各部課等による災害時の非常時優先業務の洗い出しを行いました。さらに精選等の作業を繰り返し、2月中旬に「阿見町業務継続計画、第1次計画、大規模災害編」として策定したところであります。

2点目の、今後の予定についてであります。

本計画は、平成30年4月1日から適用するとともに、次年度には図上訓練の場において再度計画を検証して見直し修正を加え、第2次計画として策定し、計画の実効性を高めていく予定となっております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございました。

2点目の今後の予定にありました次年度図上訓練の場において、再度計画を検証して見直し、修正を加え第2次計画として策定し、計画の実効性を高める予定という件に関し、いつごろどのような点を見直すのか、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（交通防災課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） はい、お答えいたします。

まず、計画を検証する時期につきましては、次年度の上半期、早い時期に実施したいと思っております。6月、7月ごろに、今考えているところでございます。2回目の災害対策本部実施訓練の場を最大限活用いたしまして、災害対策本部の錬成に合わせ、計画を検証したいと思っております。

また、具体的に見直す点でございますが、計画全般を検証しつつ、特に重視したいのは災害発生後の初動対応から、3日、1週間ごろの初期に当たる非常時優先業務につきまして、その業務内容や業務に着手する時期が適切か否かや、また実施すべき非常時優先業務に欠落はないか、または追加すべき事項はないか、などにつきまして検証し、見直すべき事項につきましては第2次計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。これらの構想を新町政のもとでも着実に遂行していただくことを切に要望いたします。

それでは最後になりましたが、町政を一新された天田町政2期8年の御奮闘に、心から敬意を表し一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにち。こんなに早く私の番が回ってくるとは思っておりませんでしたので、私も早く終わりたいと思います。

それではですね、今日は阿見町の教育について質問させていただきます。

現在日本はですね、少子高齢化による生産年齢人口の減少、新興国企業等とのグローバル競争の激化、貧困層の拡大や経済格差の固定化などに直面をしています。政府には解決をしなければいけない事案が山積しています。教育再生もそのうちの1つで、急務を要する重要な課題となっています。

教育再生は、従来の学ぶ知識量がゆとりなのか詰め込みなのか、そういった部分の議論から脱してですね、今は知識や技能を活用して課題を解決する力、判断力、表現力が主体的に多様な人々と共同して学習する態度など、真の学ぶ力を育成するための教育改革が必要となり、昨年の3月学習指導要領が改訂されました。

今回の学習指導要領では、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶか、から

の視点から改訂され、平成34年までに言語能力の確実な育成や理数教育、外国語教育、道徳教育やプログラミング教育の充実を全面実施するように求められています。

あと阿見町では新小学校、あさひ小学校が本郷小学校の分離新設校として、今年の4月1日に開校します。これに伴い、実穀小学校と本郷小学校、吉原小学校が阿見小学校に統合します。これにより、現在8校ある小学校が4月以降7校と1校減になります。このような阿見町において、平成30年度は教育の大きな転換期になっています。

そこで、下記の点について質問いたします。

1つ、学習指導要領の改訂点は、全面実施に向けどのように進んでいますか。

2点目、学校におけるICT環境は、整備水準までどの程度進んでいますか。

3点目、平成29年度全国学力学習状況調査の結果が発表されました。阿見町における調査結果の内容についてお伺いします。

4点目、今般作成された阿見町教育振興基本計画の後期基本計画について、その内容を伺います。

5点目、第6次総合計画の学校教育の充実における指標の進捗状況はどのようになっていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 阿見町における学校教育の充実は進んでいるか、についてお答えします。

1点目の、学習指導要領の改訂点は全面実施に向けてどのように進んでいるかについてですが、新学習指導要領に基づく教育課程への円滑な接続のために、次年度より移行措置が実施されます。社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント、主体的・対話的で深い学び等、新学習指導要領改訂のポイントを踏まえながら、各学校において次年度へ向けた教育課程の編成を行っているところです。

外国語に関しては、小学校において先行実施となりますので、ALT——外国語指導助手を増員し、小学校全ての授業に配置できるようにしております。

特別の教科道徳については、使用する教科書が決定し、各学校において道徳推進教師を中心に年間指導計画を作成したり、効果的な授業の進め方についての研修を行ったりしております。

プログラミング教育については、算数、理科、総合的な学習の時間等の教科横断的な視点でプログラミング的思考を育むことができるように年間指導計画の見直しを行っております。

2点目の、学校におけるICT環境は、整備水準までどの程度進んでいるか、についてですが、平成28年12月の第4回定例会における一般質問に答弁したとおりの状況であります。文部科学省による「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（H29年3月現在）」を見ますと、前年と比較して各自治体において目標水準に向けて整備の拡充が進んでおります。一方で自治体間の整備格差も見られる状況にあります。

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、「各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されております。

国においては、タブレット端末などで利用できるデジタル教科書を正式な教科書と位置づける学校教育法改正案が閣議決定されたほか、茨城県においても、来年度当初予算案ではIT教育など「人財の育成」を重点配分する4分野の柱の1つとして位置づけて計上しております。こうしたことから、整備水準の達成に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

3点目の、平成29年度全国学力・学習状況調査の阿見町における調査結果の内容についてですが、全国学力・学習状況調査は小学校6年生、中学校3年生を対象に国語・算数・数学の2教科、主として知識を問うA問題、主として活用・応用力を問うB問題での調査を行います。

全国・学力学習状況調査の狙いが調査結果を教科指導等の課題把握、授業改善等に活用することとしておりますので、詳しい平均正答率等は公表しておりませんが、ほぼ全国平均と同じで、国語については全国平均を若干上回っており、算数・数学については若干下回っている状況です。各学校によって課題が異なりますので、テスト結果を分析した、改善プランを提出してもらい、訪問指導等で進捗状況について助言指導を行っております。

4点目の、今般策定された阿見町教育振興基本計画の後期計画の内容についてですが、阿見町教育振興基本計画後期計画は策定委員会から後期計画の答申をいただき、2月定例教育委員会で承認されました。栗原議員におかれましては、議会代表として策定委員会において貴重な御提言等をいただくとともに、活発な議論を先導いただきました。まずもって感謝を申し上げます。

この後期計画の策定に当たりましては、新学習指導要領やいばらき教育プランを踏まえるとともに、社会経済状況に鑑みて、今後5年間に取り組むべき施策・事業の重点化と目標指標設定による実効性の高い計画などを基本的な考えとして検討してまいりました。

重点事項としまして、引き続き小・中学校9年間を通した切れ目ない教育の推進のために、

児童生徒の学力向上を支える教職員の労働環境の改善，幼保小の連携強化，ICTを活用した授業の充実と情報モラル教育の強化，それぞれの教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実，道徳科目の教科化に伴う命を大切にする教育の推進などを追加改正しました。地域と一体となって，地域とともにある学校づくりのため，コミュニティ・スクール導入に向けた計画的な準備や就学前教育支援の充実などを盛り込んでおります。

また，新たに目標指標と主な事業名を明記しており，施策・事業の実施に当たっては，着実な評価を行うとともに，より効果的な施策・事業となるように進めてまいりたいと考えております。

5点目の，第6次総合計画の学校教育の充実における指標の進捗状況についてですが，多くの事業で基準値及び目標値を達成しております。しかし，家庭の教育力の低下による基本的な生活習慣の欠如や，少子化，核家族化の進行による，適切な人間関係を構築する機会の減少等により，特別な配慮を要する児童生徒，不登校児童生徒の増加等が課題となっております。家庭や地域・学校がそれぞれの役割を自覚し，役割を十分に果たしながら，他の主体と連携のもと，社会全体で子供たちを育てる体制の構築が必要であり，各小中学校の実態を適切に把握し，成果に結びつけられるような支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい，丁寧な御答弁ありがとうございました。

それではですね，再質問のほうをさせていただきます。

1点目の，改定の全面実施に向けてどのように進んでいるかという形の中でですね，御答弁いただきましたが，実際に小学校とかですね，中学校では全面実施の年度が違います。それぞれですね，33年，34年と違うわけですがけれども，全面実施に向けたスケジュールは，実際どのように今なっておりますか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい，お答えします。

小学校のほうですが，32年度からが完全実施，33年度から中学校が完全実施となっております。それに向けて，移行期間というものが30年度・31年度，中学校においては30年度・31年度・32年度となっております。

目新しいものの1つとしては外国語。小学校では3年生から外国語活動，5年生・6年生は外国語が新しく入るということで，授業時数が増えるとか，そういうことがあります。このようなものが32年度から急に始まるわけにはいきませんので，徐々に準備をしてる段階が今の段階です。県のほうでは，外国語に関しましては1年前倒しで進めたいという意向を県は持っております。ですので，実質的な移行期間は30年度，来年度ということになります。外国語に関

しては。それに向けて阿見町でも対応している実態であります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。実際、文科省の学習指導要領で年度が決められていてもですね、今、室長の御案内のとおり各都道府県によってですね、その取り扱いとかですね、習熟度のための工夫というものがですね、それぞれ違ってるといふ形の中でですね、阿見町のほうがそれに対応していただいているってことで、安心をいたしました。

特にですね、今回の指導要領の中でですね、プログラミング学習というのがですね、重要な部分、外国語と同じようにですね、全面実施しなさいという形で盛り込まれています。特にですね、理数だけではなくて国語においてもですね、このプログラミング教育をしなさいという形の中でですね、保護者または先生方はですね、どういうふうこれを定着をしていかなければいけないのかという形の中でですね、かなり迷われている部分でございます。

その中でですね、昨年つくば市全体の教育研究発表会がありまして、プログラミング教育を取り上げていました。私もですね、昨年つくば市にも参りましたし、熊本の山江村もですね、ちょうどプログラミング教育の推進をしていた年で、その指導書なんかもですね、まとめていることがありましたので、おとしです、に続いて2年連続で山江村のほうには行ってまいりました。

そこでですね、このプログラミング教育についてはですね、特段な政府としての配慮がなされているということでございます。3省コンソーシアムという支援がありまして、文科省・総務省・経産省、この3省合同です、この支援をしていくってことだったんですけども、つくば市についてはですね、内閣府も入って1府3省の支援がされていたということで、かなり驚きとうらやましいなという感じで研究発表のほうを見ておりました。

そういう状況の中でですね、茨城県または阿見町に対して3省コンソーシアムの支援というのは、もう実際に来ているのでしょうか。または、この辺の対応についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

3省の支援といいますか、それを受け入れての、ということは今のところ進んでおりません。ただ、プログラミング教育というのは大変重要なことだと。この学習指導要領の改定が目先ではなくて今後10年先、20年先、さらに先を見据えた場合に、子供たちにとって必要とする力の1つであろうと位置づけられているので、このようにたくさんの国家的な機関が後押ししているものだと認識しています。

阿見町のほうでは、先生方に先進校の、つくばもやっていますけども、茨城県の中の県西の古河市あたりでも発表会がありました。などなどに職員を参加させ、プログラミング教育っていうのはどういうものなのかと、そういうところからのスタートではありますが、完全実施に向けて着実に準備を進めている段階であります。

外国語と違って、プログラミング科とかそういう教科はありませんので、先ほど議員がおっしゃられたように、国語とか全ての教科で、どういうことをすることがプログラミング的思考、教育につながるのかということ、まず年間計画というのがありますので、そこに位置づけようという取り組みをしている段階でございます。

私も実践に視察に行ってきました、タブレットだったりそういうのを使いながらの授業もありました。でも、そういうのを使わないでもプログラミング思考、プログラミング教育ができるなっていうことを公開もしていただきましたので、そういうのを町としても広めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原直行君。

○6番（栗原直行君） ありがとうございます。私も去年もですね、その前も学習指導要領については質問させていただきました。その都度ですね、また質問させていただきましたけれども、今回本格的に29年度移行期間があって、先ほどの32年・33年に完全実施という形の中でですね、それぞれプラスのものが、教科が入ってきますよね。

そうすると、それだけだといっぱいいっぱい、時数はいっぱいになってしまうので、基本的に授業の確保については限界があると思うんですけども、そのようなことと、それをどういうふうにと捨選択をされているのかということと、それに合わせてですね、先生方の負担も、当然多くなれば負担も多くなるというふうに思いますので、その辺の負担軽減策もあわせてですね、どのような形で進んでいるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

議員のおっしゃるとおり、学校の先生大変忙しいのが現状です。子供の目線に立って話をしますと、小学校の5年生・6年生は、外国語が今年間で35時間やっていますが――週に1回やっていますが、この完全実施になると週2時間となるわけです。そうすると、授業参観とかに行かれますと、各教室に時間割が張ってありますが、週1日だけが5時間、残りは6時間授業という状態に、さらに1時間増えるような感じになりますので、かなり子供たちもきゅうきゅうになります。そういうところで、どのように時間を見出していくのかというのがまさに学校としても厳しい状況です。

まずはやっていることは、まず行事の精選。今まで当たり前のようであった行事ですが、この行事をやるに当たっても当然準備があったりとかして、年間で相当な時間をそれぞれ費やします。これが教育的効果として新しいものが、議員がおっしゃるようになってきますので、スクラップするものはないか、ただやみくもに減らしてしまっただけで教育効果が下がっては困りますので、どのような削減方法があるのかということ、今模索しているような状況です。

また、あと各いろいろな学校には依頼が入ってきます。ポスター作成を依頼されたりとか、作文とか、そういう依頼も入ってきますが、これも必要なものは必要などころがあると思います。ですが、全て受け入れてしまうと、この授業時数もかなりかかってしまいますので、こういうものをなくす、あるいは見直す。

それから、先生方の事務処理をする時間が正直言ってないのが現状です。なので、少しでも業務が早目にできるようにということで、校務支援システムというものを町としては導入していただきました。これによって通知表作成だったりとか、成績処理とか、子供たちの健康管理とか出席管理とか、そういうものがコンピューターでできるようになりましたので、かなりの時間削減にはつながっているのかなと思います。

また、子供への対応ということで教師が心のケアだったりとか、そういうところも幅広くカバーしているわけなので、なかなか教師としてどこまでが時間なのかとか、どこまで携わっているのかというところがあるんですが、町としてスクールソーシャルワーカーとか特別支援員とか、そういう人を多く配置しまして、それぞれの先生の負担が減るよというような取り組みもしています。

また、子供たちにとって、やっぱり先生方が笑顔でとか余裕がないと、いい教育というか、かわり方ができませんので、議員がおっしゃるとおりタイムカードを導入したりとかして、教員の心の余裕をいかに確保するかということを考えながらいろいろやっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、2点目のですね、学校におけるICT環境の部分に進みたいと思います。

この御答弁の中でですね、平成28年度の12月の定例会において答弁したとおりの形になっておりますが、私の記憶するところであればですね、ICT化は、先ほど申し上げた熊本県の山江村、あとは熊本県、同じような高森町、それからつくば市等ですね、と文科省の研究指定校になっているところについてはですね、これも一般質問のときにお話ししましたが、断トツにその成果が出ているという形の中で、文科省もICTはやっぱり環境整えることが重要

だよという形の中で進んできています。

その平成28年12月の一般質問のところですね、整備としては4年間をかけて2億4,000万の部分ですね、整備をしていきたいという御答弁を去年、おとしいただきましたが、なかなかこれもですね、新町長が来られるという形の中でですね、1回リセットされるのかどうか、そこら辺はあれなんですけれども、ICT環境についてはですね、重要な部分なので、このことについてですね、今実際にそのスケジュールどおり、スケジュールどおりっていうか、4年間で2億4,000万という部分の予算措置については不都合なく進んでいるでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

教育委員会としましては、このICT化について大変重要性は認識しております。そのため、議員も御存じだと思うんですけども、毎年度3カ年実施計画に要望するなど、計画的に予算要望に取り組んでいるところです。そして町ですね、政策財政部門としましても、政策判断を踏まえた中長期財政計画などを勘案して、総合的な見地から予算措置をしていただいと理解しております。

そういった状況で、この答弁であったとおり29年度はですね、ちょっとなかなか28年度と状況が変わってないということです。ですが、この国のほうで示している目標とされる水準にはないんですけれども、29年度には学校図書管理システムというものを導入させていただきました。これもICT化の一環だとこちらでは認識しております。

こちらにつきましては、これまで小中学校の学校図書室にはですね、こういったシステムがなくて手入力、手書きで全て作業を行っていた。昔ながらの図書の貸し出しを行っておいりました。それを、今年度学校図書管理システムというものを導入させていただきました。要はパソコンとバーコードリーダーを使って作業ができるようになったと。この結果ですね、学校の図書司書さんのほうが、本来の業務である学校図書館の運営をしていくために必要である専門的、または技術的な職務に従事することが可能になったと思っております。

また、子供たちにとってもですね、こういったシステムが入ることによって、より学校の図書室が身近になって本を借りやすくなったというのは、実際現場のですね、図書司書さんからも聞いております。

こういったことで、なかなか国の目指すところのほうについての予算措置はできてませんけれども、その周りですね、そちらについては町のほうでも考えて対策をとっているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今、次長の御案内の部分ですね、これ、私たちが小学校のときに本の後ろに袋があって、貸出カードみたいな、あれが今まで、去年まで手書きだったってことですよね。それが学校管理システムによってかなりスピードアップされて管理されてるという形で。これも本当に予算化していただいて成果としてあるということで、これも安堵しました。

実はですね、国の予算なんですけども、これは平成26年から29年までの整備費用としてですね、総額6,712億円が予算措置を講じられたということでございます。これは29年度もう3月で終わってしまいますんで、国のほうについてはですね、なかなかそれが追加措置としてはないんですけども、県のほうの水準がですね、全国平均してもなかなか大きくプラスになっていないという状況が茨城県にはあります。

そういう中でですね、今般、大井川知事に変わられましたんで、そういったところでですね、じゃ国ができないところは県でもやるよってというようなところでですね、予算措置というものがあるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

栗原議員にもこの答弁で御説明しましたけれども、平成28年度の学校における教育の情報化の実態に関する調査結果を見ますと、今栗原議員がおっしゃるとおりですね、茨城県の中においても、少しずつ拡充は進んでますけど、かなり自治体——市町村間によって差があるのが現状です。進んでるところがあれば全く進んでないところがあると。その中で阿見町は一応県を上回ってる状況にあります。

その中で、国のそういった交付税措置っていう措置がありますけれども、県のほうから何かの助成があればということですけど、現時点では県からのそういう助成制度はございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。何とかですね、大井川知事にですね、そういう形の中で助成が新たな部分でできればいいなというふうに願っております。

2番目の部分で最後になりますけれども、今回そのICT環境で、実際に第2期教育振興基本計画、政府のですね、第2期教育基本計画で目標とされている水準というのがあります。これは、例えばコンピューターは児童生徒に対して3.6人で1台にしてくださいよとか、電子黒板・実物投影機については1学級当たり1台だとかですね、そういう形で水準があります。

これはですね、今次長が御案内のとおり、都道府県でも違うし県においても違うという格好になってます。ただ、私とするとですね、教育は平均化するわけじゃなくて、やっぱり阿見町

の子供たちが平均でいいわけがないので、やっぱり国が求めている水準に達していなければ、せめてそこを水準に近づけてほしい、達成してほしいという気がしております。

その整備水準までに整備するに当たってですね、問題・課題等があれば御案内いただきたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今、栗原議員がおっしゃるとおりですね、阿見町におきましても国で目標とされている水準、例えば教育用パソコン1台当たりの児童生徒数が目標では3.6人となっていますけど、阿見町では7.9人と。それと電子黒板・実物投影機の1学級1台当たりっていうのも阿見町では0.56台と。実際に達しておりません。こういったことで、まだまだ整備できてない状況がございます。

この中で、こういったことが必要なのかということだと思いますけれども、この国の目標水準にですね、達成するには、やはり財政的な問題があるかと思えます。こういったものについて、かなりお金がかかるものでございます。そういったことから、今後ですね、先ほども、一番最初に説明させていただきましたが、町の内部の3カ年実施計画等に要望していった、そこら辺を政策財政部門をよく理解していただいて予算化していくと。そういったことを継続的にですね、力強くやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、3点目の再質問のほうに移らせていただきます。全国学力学習状況調査の結果なんですけれども、これに御答弁いただいた部分でですね、国語については全国を若干上回っている、算数・数学については若干下回っているという形で、良好な状況が阿見町においてはありますよという御答弁でございました。

29年度はそういう形でしょうけれども、推移ですね、例えば四、五年ぐらいのスパンで考えたときに、阿見町としてはダウントレンドなのか、上がってるのか、その辺どんな指標っていうか、動向なんでしょう。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

先ほど教育者の答弁にもあったとおりなんですけど、正確な数値を出すことは過度な学校間の競争ということになり、ゆがんだ教育につながりかねないので、ざっくりとした答弁にはなってしまいますが、アップかダウンかといいましたらアップでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。アップしているということで安堵いたしました。

それではですね、具体的な数値についてはなかなか公表できないということですが、この今回の調査結果、例えば学習状況の調査でも結構ですし学力調査でも結構なんですけれども、阿見町の児童生徒の特徴ですね。何かこういうのが特徴でありますよというのがあれば御案内いただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。

茨城県のニュースでは、県が全国学力学習状況調査で初めて全部の項目で平均点を上回ったと話されていますけども、よければよかったで当然うれしいことではあるんですが、さらに上、上ということもあるんですけれども、その年、年によって国語のAがよかったりとか国語のBがよかったりとか、一喜一憂するところはあるんですけども、それにとらわれず、傾向というのはその年、年で分析をしています。

全国的に言えば、2極化傾向というようなことは言われていますが、阿見ではそれほど顕著なことはなく、無理やり見れば若干筑波山程度に真ん中ら辺が少しへこんでいるようなグラフの教科もあつたりとか、そういうのはしますが、それほど大きなものはありません。ですので、特徴的に言いますと、子供たちは一生懸命頑張っていて、ただそれぞれ一人ひとりには課題があるかなと。

全国学力学習状況調査では、こういう課題。それ以外に客観的なですね、学力診断のためのテストがありますが、それではこういう課題っていうのがありますので、それぞれを分析して、それに応じた手だてをとると。ただ単に平均点上げましょうとか、ただ単に頑張れ頑張れでは、何をしていくのかが先生方も迷ってしまいますし、子供たちもあれなので、特徴というのを表現するのが難しいんですが、その年、年で違うので、こういうテストをもとにしながらしっかりと分析をして、その次の年度にそれを改善するような策をする。

それを毎年繰り返し、着実に積み上げることが、先ほどアップか下降かって言いましたけど、アップしたのでそれはよかったんですけども、下降したときでも、では、なぜそれが下がったのかとか、そういうことをしながら、最終的には子供たちが自分から学ぶ力を身につけてくれればよいなと思っております。ですので、現段階で特徴というのを表現するのはちょっと一概に難しいんですが、子供たちは一生懸命頑張っているというふうに捉えています。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それではですね、5点目の6次総の部分で伺います。今回その6次総はですね、111ページが今回学校関係の部分になっておりまして、その部分がですね、御答弁ではですね、多くの事業で基準値及び目標値を達成しているという形で、ここに掲げられている手法については、そういう形で良好だよということでございます。

例えば具体的にですね、ちょっと数字的にお答えいただける部分があれば、この指標に基づいてお答えいただきたいということと……。まず、その指標についてですね、答えられるものがあればお知らせください。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） お答えします。

まず、幾つか指標があるんですけども、その中で特別支援員の配置等については、今年度25人……。あ、来年ですかね、増えてるとか、B評価のところについても、おおむね改善傾向ついでいますか、全てAっていうような感じかなというふうに捉えております。ただ、その数字に満足することなく、今の阿見町にとってどれが重要なのかとか、年々見直していきたいと考えております。

また、先ほどの答弁一連の中にも出ましたが、スクールソーシャルワーカーの配置だったり、不登校対策としてやすらぎの園があるんですけども、そういうところの人員を見直したりとか。また、学校間との交流をしますので、そこに車を今までは1台だったのを2台にしてみようとかなどなど、その指標にあらわれない改善策もとっているのが状況でございます。

先ほどの答弁にちょっとつけ加えになりますけども、阿見町ほうでは、阿見町の授業スタンダードとしまして、授業では必ず頭に、子供たちに今日はこれを勉強するよっていうことを言いまして、それから先ほど言いましたように学校により、子供により課題を……。子供に授業時間やりまして、最後に振り返り、今日どうだったっていうことを徹底しています。

このように、今回の6次総でもそうですけども、必ず見直しをしながら取り組んでいるのが状況です。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それではですね、最後の質問になります。阿見町の振興基本計画が上期が終わり下期のほうですね、2月の定例教育委員会で承認をされたという形でございます。私も委員になってですね、ちょっと感じたのは6次総と基本計画の年度が同じ10年なんですけど、1年ずれてるん

ですよ。なので、後期をつかって来年またこの6総の後期をつくるというような格好になるんですけども、実際にその基本計画のほうは、もう一旦前期については終わったという形。今6次総については4年目、30年——今年の4月からは最終年度という格好になります。

そこでですね、2つの部分を合わせてですね、総括をしていただければと思います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

この後期基本計画策定の際には、栗原議員のほうにはですね、いろんな御意見をいただき、また御提言をいただきまして、それを踏まえて今回この中かなり反映されてる部分も多々あるかと思えます。そういったことから、第6次総合計画とこの後期基本計画、本当残念ながら1年ずれてるんですね。これは私どもも今回後期計画を作成するときに、その問題について随分内部で考えました。

やはり同時にスタートするのが計画としては整合性がとれるだろうということがありました。が、ちょっとこれは、今回後期ということなんで、後期までは10年スパンという中の前期は5年、後期は5年っていうことだったんで、この後期についても5年間ということ1年ずれたまま作成させてもらいました。

で、6次総合計画を進めるには、やはり後期、今回つくりました30年度からの後期基本計画を着実に実施していくことが、この6次総合計画の教育部分のですね、推進につながるものかと思っておりますので、そこは前向きに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。教育長のほうは、何かつけ加えることがもしあれば。総括としては。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） また発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。しゃべっていいんですね。

栗原議員の質問の当初にもありましたけども、「日本の1番の国難は北朝鮮の核ミサイル開発ではなく、少子高齢化・人口減少である。100年後には日本の人口が5,000万人を切るという推計があるが、真剣な議論がない。政治家たちは20年、30年後を見据えた政策を立てていない。東芝・日産・神戸製鋼などで深刻な事態が発生した。原因は、悪い意味で社員らがサラリーマン化してしまっていることにある。社会をよくしようとする目的を持って働くのではなく、上司に言われるままただ働くだけになってしまった。日本人は皆、自分で物事を考えず判断しないようになった。これが1番の問題だ。まだ平成は終わってませんが、平成はアイデンティティー

クライシス——自己喪失の時代であった。だが現在、社会を変えるために起業する若者が増えている。もうけるためではなく社会を変えるため。こうした若者に期待したい」。

これは田原総一郎氏が「自ら判断する日本人に、時代と向き合う」という文章の中で述べていたことです。この文章を読んだとき、私たちはそんな若者を育てること、それから、そんな若者を育てる主体性のある教職員の環境をつくらなければならないと考えました。

阿見町で、今御質問があって、いろんな施策しておりますが、私の視点は未来に視点を置いてます。未来から現在を見ている。新しい学習指導要領は2030年を見据えたものです。2030年。今こんなスピーカーに「OK, Google! 台風はどうなってるの」、答えてくれる。今までの教育の進め方では追いつかない。ですから未来に視点を置いて、そして現在を見て、今何をやらなきゃなんないのかって、そういう教育行政を進めているつもりです。

ただ、理解していただけない方には、過去からものを考えてる。去年はこうやった、今まではこうやった、だから何でこれなくすんだ。必ず苦情や反発があります。でも、その部分を少しずつ情報を流してですね、理解していただいて、なるべくそういうことのないように方策は自分ではとっております。

あとは、同じ阿見町でも授業のスタンダードありましたが、あくまでもスタンダードです。中身は子供の実態、それぞれ学校の子供の課題に、課題解決のための施策を校長が中心になって責任を持ってやりなさいと指示をしております。例えば、今回、一昨日です、強風でどうするか、2時間おくれ、そういう自治体もありました。本町は通常どおりと。1校は2時間おくれの、朝連絡をしました。間違っていない。吉原小学校は前回の降雪・積雪のときに、6年生はインフルエンザで全員学年閉鎖でいなかったんですが、5年生以下は2時間おくれの町の指示に従って来ました。そのときに、全員が送られてきたんです。今回も吉原小学校は全員送られてきたということです。2時間おくれの判断は、吉原小学校にとっては意味のない判断だと思います。しかし、そうでない学校にとってはそういう判断もあり得るかなと思います。ですから、原理主義的に全て同じだということはありません。積雪もそうですね。そういうものをとっております。

それから、栗原議員から質問あった新しい学習指導要領ですが、2年前に阿見町の教員が集まったところで、私はお願いをしました。どこのところがどう変わるんだ。その前になぜ改定になったのか、その改定の背景をしっかりと理解してください。それから具体的にどこの教科がどういうふうになるのか、それをやってください。これは柴原、県の教育長もおっしゃってました。時代背景を抜きにして教育は語れない。その辺のところをしっかりと先生方にもやっていただく。

そのためには、やはり今国挙げて始まっていますが、厚生労働省のでたらめで、少しおくれ

るようですが、いろんなどころが。教職員の働き方改革。どこにも負けないスピードで、先ほど永井議員からスピード感のあるという御指摘ありましたけど、どこにも負けないスピードで進めていくよう今、校長会、教務主任会、教頭会、そしてうちのスタッフも考えて既にいろんなことを取り組んでおります。

ですから、場合によったら今まであった陸上競技会なくなる、音楽会なくなる。そのときに議員の皆さんが「何でなくなんだよ」と、先頭に立って言わないでいただきたい。しっかり理解していただいて、これはこういう方針なんだよっていうことで、阿見町の教育行政に対しての御理解をいただきたいと思います。

あとは……。今日はお時間失礼なのでやめますが、コミュニティ・スクール、就学前教育、その辺についても御理解をいただいて。答弁の中に最後に入れましたが、家庭や地域、学校がそれぞれの役割を自覚し、それぞれの役割を十分に果たしながら他の主体と連携をとって、連携して社会全体で子供たちを育てると。そういう体制が、最低の構築が必要だと強く考えております。議員各位にも、阿見町教育行政の各施策にですね、御理解・御協力いただき、阿見町の宝である子供たちのために、ぜひ強力なバックアップをいただければと思います。

以上、お願いして終わりにします。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。私も議員の1人としてですね、教育長のお言葉を今胸に刻んで、バックアップのほうはさせていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（紙井和美君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月3日から3月15日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。大変に御苦労さまでした。

午後 2時07分散会

第 3 号

[3 月 16 日]

平成30年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月16日（第3日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
社会福祉課長	煙川栄君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	井上稔君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民課長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成30年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成30年3月16日 午前10時開議

- 日程第1 議案第12号 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第13号 阿見町旧学校体育施設条例の制定について
- 日程第3 議案第14号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第23号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第24号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第25号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 阿見町特別会計条例の一部改正について
- 議案第27号 阿見町都市公園条例の一部改正について

- 議案第 28 号 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第 29 号 阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- 議案第 30 号 阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について
- 議案第 31 号 阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について
- 日程第 4 議案第 32 号 平成 29 年度阿見町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 33 号 平成 29 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 34 号 平成 29 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 35 号 平成 29 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 36 号 平成 29 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 37 号 平成 29 年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 38 号 平成 29 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 議案第 39 号 平成 30 年度阿見町一般会計予算
- 議案第 40 号 平成 30 年度阿見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 30 年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 30 年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 30 年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 30 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 30 年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第 46 号 国補下第 1 - 1 号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について
- 日程第 7 議案第 47 号 土地の処分について
- 日程第 8 議案第 48 号 町道路線の廃止について
- 議案第 49 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第12号 阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（紙井和美君） 日程第1，議案第12号，阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月8日午後1時58分に開会し、午後3時56分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第12号，阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを申し上げます。

質疑を許しましたところ、条例制定の理由の中で、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等は市町村が実施するとどのようなメリットがあるのか。また、支援事業者は何社くらいを指定するのかとの質疑に対して、町が指定権限を持つことによって、町としての方針を示すことにより、是正ではなくて命令することも可能になりますし、適正化事業においてケアプランに対し、問題に対する是正措置というの言うことができます。基本的に、勸

告とか命令というのは出さないことに越したことはないが、そういう権限を持つことは、非常にメリットになるかと思っています。それから、指定のほうに関しましては、現在13指定事業所が県に指定されたものがあり、この指定された事業所につきましては、県の指定期間については有効期限がそのまま県から指定された期間が有効期間になります。町としてはその有効期限が切れる段階において、順次、町への指定ということで切り替える形になります。

次に質疑を許しましたところ、サービスを受けるほうにとって、この法律が制定されてどのような形になりますかとの質疑に対して、被保険者の方が受けるサービスとしては、指定権限者が誰になったとしても直接大きな変化はないと思いますが、ケアマネージャーに対する苦情とか、指定居宅事業者に対する苦情の異議申し立ては、今までは県が受付をしていましたが、今度は、身近な町でそれを受け付けることになりますので、それが一番のメリットであると思いますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第13号 阿見町旧学校体育施設条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、議案第13号、阿見町旧学校体育施設条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、先ほどに続きまして、議案第13号、阿見町旧学校体育施設条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、4月以降の施設の管理使用料はどのようにしていくのか。また、体育館の使用料が200円というふうに記載がありますが、これは町内の人の利用を想定されていると思いますが、町外の方の利用は想定されているのか伺いますとの質疑に対して、利用団体の使った人には、片づけ等を管理していただくというものがあります。草刈り費用とか、中の物についての定期的なものについては計上しています。それと、町外だけの方の利用は想定していませんと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、利用時間の変更があるのか。また、4月1日からということですが、今まで使われていた方が切れ目なく使えるかどうか伺いますとの質疑に対して、1点目の利用時間ですが、今までどおりとは違った時間になります。校庭については、今後この旧学校施設体育施設条例及び施行規則によって、午前8時から午後6時ということで、平日も利用できるようになっています。体育館については、今度の旧体育施設が運用されますと、5月から10月までは土日を問わず午前8時から21時30分まで、11月から4月までは、午前8時から21時までと拡張されます。それから2点目ですけれども、利用登録団体に登録していただくこととなりますが、引き続き4月1日以降も規則の中で見なし規定を持っており、登録した団体がそのまま旧学校施設のほうも利用できるような形にしていますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、阿見町旧学校体育施設条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第14号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第15号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第16号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第17号	阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について
議案第18号	阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第19号	阿見町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第20号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第21号	阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
議案第22号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第23号	阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
議案第24号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第25号	阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第26号	阿見町特別会計条例の一部改正について
議案第27号	阿見町都市公園条例の一部改正について
議案第28号	阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一

部改正について

- 議案第29号 阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について
議案第30号 阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について
議案第31号 阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、議案第14号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第17号、阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第21号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について、議案第22号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第23号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、議案第24号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第25号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第26号、阿見町特別会計条例の一部改正について、議案第27号、阿見町都市公園条例の一部改正について、議案第28号、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、議案第29号、阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について、議案第30号、阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について、議案第31号、阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について、以上18件を一括議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、議案第14号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、調査研究を行うというところが第1条の規定において、必要な事項を協議するという文言に変わっていますが、具体的な変更点について伺いますとの質疑に対して、まず、根拠法令の社会福祉法107条に、市町村地域福祉計画というものを規定されています。この中で、市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとするという条文になっています。この中で、これまでは調査研究を行うという形だけでしたけれども、今の条文が法令のように地域福祉計画を策定し、変更しようとするときには、関係者に周知をして意見を求めて公表していくことが必要になるということが書かれていますので、今回の変更点は、必要な事項という部分については、周知と意見の聴取を指すものというふうに考えております。また、調査研究もこれまでどおり行っていきます。これまでの条例に書かれていなかった調査研究以外の部分についても、きちんと対応させていただくこととなりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第15号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、近隣市町村と金額を合わせるために改定すると伺ったが、町内には学校医、学校歯科医、薬剤師等何名いるのか伺いますとの質疑に対して、学校医関係の医師を探すのは大変なことで、日常、先生方は忙しい中で貴重な時間を割いてもらい、午前中外来、午後外来とあり、1時から3時とかお昼休みの時間等を利用して診てもらっています。まず、医師については、町でお願いしている関係も含めまして14名、眼科医3名、歯科医師15名、薬剤師5名という現状ですと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正について質疑を許しましたところ、今回この改定に関して低所得者層に対する配慮について、どのようになっていますかと質疑に対して、低所得者層に対する対応につきましては、前回と引き続き同じ対応という形になります。第一段階という形になり、基本的にはこの50%軽減措置という形になります。ただし、消費税を原資として低所得者層に対する支援という形でさらに5%を軽減して、本人たちは55%の軽減措置というものを引き続き軽減していく形になります。

次に質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、反対討論がありました。2年前の改定が基準額で4,000円、今回は4,400円から5,200円に上がり、この改定により基準額ベースで言うと5,350円に上がる。5,000円ラインというのは大きな問題だと思い、この値上がりについて反対しますと討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正については、賛成多数により原案どおり可決しました。

次に、議案第17号、阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、これに関して説明資料の中で一定以上の所得を有する第1号保険の利用者負担の割合を、その費用の100分の30とすると書いてあるが、どういう内容かとの質疑に対して、介護保険制度の介護給付の利用者負担と同じように、2割負担の一部については、一定所得以上3割負担となっております。そこで、現行の1割の方につきましては今までどおり1割負担。現行の中で2割負担をしている方については、その一定所得以上の方につき、3割負担に変更になるという仕組みになりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論がありました。年金の方が多いと思うが、今の状況の中で値上げは消費税がこれから上がった場合でも生活が苦しくなる。その点から反対します。

討論を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決しました。

次に、議案第18号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第19号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするためという文言が入っています。これによってどのような利便性がありますかとの質疑に対して、今回の介護保険法の改正により、共生型サービスというのが創生されました。これは、いわゆる障がいのある方につきましては、65歳になるまでは障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されていますが、65歳になった時点で介護保険のサービスに切り替わります。基本的にその時点で障害福祉サービスの認定事業所から介護保険認定の事業所に切り替えなければなりません。今回の改定により、指定された障害福祉サービスの事業所がそのまま介護認定の

サービスを提供する共生型という指定を受けた場合、引き続き同じ事業所でサービスを受ける形になります。そのため、サービスを受ける本人にとっては環境が変わることなく、障がい者から介護認定のサービスという形でシームレスにサービスが移行できる形になりますので、メリットがあると思いますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第20号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第21号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第22号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第23号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第24号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第24号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第25号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、住所地特例の適用ということ、具体的にどういうことなのかとの質疑に対して、住民票にかかわらず健康保険の前の継続性を維持するためにあるもので、住所地特例と申しております。今回なぜ改正する必要があるかという、もう1つ原則がありまして、後期高齢者は75歳以上の方で、こちらがそれまで74歳まで入っていた国民健康保険から全員切り替わることとなります。74歳の国保の加入者の方が阿見町の施設に入ったとすると、健康保険は国保の段階では、東京に住んでいられれば東京、その他の市町村の国保で住んでいられれば、その他の市町村の国保でそのまま阿見町の施設に入ることとなりますが、75歳の誕生日を迎えたその日から、後期高齢者のほうに入ることとなります。そうすると、原則が住民票の所在する市町村の管轄する後期高齢者ということなので、東京の国保に入っていた人がこちらに来て誕生日を迎えた瞬間に、茨城県の後期広域連合のほうに加入しなければならないということになりますので、そういった不具合をなくすために、東京の国保から東京のほうの後期高齢者のほうにそのまま移って家族と一緒にそちらのほうで生活できるように、生計が一緒にできるようなという形で継続性をうたうということで、改正が行われることになっております。また、単身者の場合でも、各施設の入所者につきましては、その施設にそのまま継続して入所できるようになっておりますので、東京の国保の方がこちらの施設に入っていた場合、後期に切り替わる時は、東京の後期のほうへ継続するということとなりますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第27号、阿見町都市公園条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、陸上競技場の団体利用の数はどうなっていますかとの質疑に対して、28年度の数字ですが、全体の数字では団体の利用した人数、個人で利用した人数合わせて42,983人です。その内訳は、団体で利用した人が25,756人です。個人については申請ではなくて目視的なものでもあります。運動公園のクラブハウスの管理人の状況と記録データから17,227人ということで、おおむね6対4の割合になっています。このうち団体のうち一番多いのは25,756人中、阿見アスリートクラブが15,452人で60%を占めています。それ以外の団体としましては、サッカー、グラウンドゴルフ、あとは小学校利用で、40%の内訳は、サッカー利

用が25%、グラウンドゴルフが10%、小学校で使うのが5%になりますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、団体が2時間で800円、個人が2時間で50円とあるが、利用料金の徴収はどのようにするのかとの質疑に対して、この条例は6月以降施行となっており、今、準備をしているところです。公平性という点からも、個人からも利用料金を取りたいとの考え方のもとに、窓口、現場のあり方も考えているところです。一般町民の人も個人料金の徴収を理解してもらうことが必要だと思い、今、進めているところですと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、陸上競技場と野球場、テニスコートとそれぞれありますけれども、この中で阿見町は公認を受けているところはあるのかとの質疑に対して、過去には陸上競技場は3種公認を取っていました。しかし、毎年の維持管理とか、新しくしなければならぬものとかがあるため、財政状況の厳しい中、現在公認は外していますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、阿見町都市公園条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第29号、阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第29号、阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第30号、阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第31号、阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により

御報告申し上げます。

当委員会は、平成30年3月9日午前10時に開会し、午前10時37分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第26号、阿見町特別会計条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、阿見町特別会計条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第27号、阿見町都市公園条例の一部改正についてのうち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、阿見町都市公園条例の一部改正についてのうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第28号、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第28号、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私は、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正についてと、議案第17号、阿見町介護予防日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について、反対をいたします。

まず16号のほうですが、今回の改正案は介護保険料率の改定案です。平成27年3月に制定された第6期介護保険事業計画で、6段階から9段階に細分化され、低所得者層に対しても配慮が一定程度ありましたが、月額基準額は4,400円から5,200円に上がりました。今回の改定では、その月額基準額を5,350円に上げるものです。また、17号では被保険者の利用負担割合を3割まで上げるものです。3月8日の茨城新聞には、介護保険料の値上げの記事が載っていましたが、その中で年金生活の高齢者には月5,000円程度が限界だと言われています。年金が上がらない中で負担ばかりが増える現状を鑑み、この2つの議案に反対をいたします。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号から議案第31号までの18件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案18件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第14号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第14号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第15号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第16号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第17号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第17号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第18号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第19号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第24号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第26号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第27号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第28号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第29号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第31号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第32号	平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第33号	平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第34号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第35号	平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議案第37号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第38号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第33号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第34号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第35号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第37号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第38号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月8日午前9時57分に開会し、午前10時21分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員21名、議会事務局から2名の出席をいただきました。ほかに一般傍聴者が4名ありました。

議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、総務管理費の中の一般管理費、一般職退職手当負担金3,459万1,000円増額になっています。その要因を教えてくださいとの質疑に対し、退職手当負担金には、一般退職手当金と特別負担金の2種類がございます。毎月の給料から一定の率を掛けて全員の方が払っております。退職になった場合に、勸奨とか定年とかありますので、そのときによって計算が変わってきます。それで退職金を支払うのに足りなくなった分を特別負担金ということで支出するものでございます。今回、特別負担金が発生する方が16名ほどおりまして、その分の補正でございましてとの答弁がありました。

次に、今回退職される方が何人ぐらいいるんですかとの質疑に対し、本年度退職される方は

全員で18名いらっしゃいます。そのうち、定年が9名、勸奨が6名、3人が自己都合ということになりますとの答弁がありました。

次に、地域安全対策費、防災管理費、報償費、講師謝礼が減になっている理由をお願いしますとの質疑に対し、防災訓練等を行う前の講師謝礼として、当初予算に計上しておりました。当初、茨城県防災士会の方々の派遣を予定しておりましたが、実際、訓練として29年度に行いました避難所の訓練、民間会社の応用地質、町の防災リーダー、この方々に避難所の訓練に関与していただきましたので、本年度は講師役として防災士会の方に依頼しなかったための、その分の謝礼10万円減となっておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、社会福祉費の社会福祉協議会助成費の補助金の増額についての質疑に対して、社会福祉協議会の職員の人事院勧告に伴う給与、手当等の増額と、それから、時間外手当に関するものの増額です。時間外については、平成27年度まで日曜日の出勤等についても7時間45分を超える部分を代休として扱っていたことがありましたが、それは法律上芳しいものではないので、7時間45分を超えた部分については、きちんと時間外の手当を支給する。それと、時間内であっても、割増の部分についても支払うというような方法に改めさせていただいておりますので、当初の予算を計上する時点では、その事情が明確に把握できていなかったことから、今回改めて増額の予算計上をさせていただいておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、福祉センターの工事請負費の減額についての質疑に対して、福祉センターまほろばのお風呂を沸かすボイラーが老朽化で壊れ、応急処置で動かしたという経緯があります。その交換工事のため、補正で388万8,000円を予算計上したところですが、契約により270万円の契約になりましたので、その差額について今回減額したところだと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、多子世帯保育料軽減事業補助金243万7,000円の増額について伺うとの質疑に対して、多子世帯保育料軽減補助金は、県と町で半分ずつ補助を支給するものです。子育て世帯の経済的負担の軽減策として、第3子以降で3歳未満のいる多子世帯につ

いて、3歳未満児の利用負担額を無償化するという事で、平成28年に県と町で半分ずつ負担し始めました。29年度、軽減対象者が拡充されて、3歳未満の第2子について半額にするというような補助が創設されました。29年度の当初予算編成時は、28年の11月から年末でその後に県のほうでの決定がなされました。既に29年度の予算措置が終了しており、29年度予算は見積もりとして第3子の無償化分だけの725万4,000円を予算に組み込み、今回は改正された第2子の半額分235万4,200円を計上しました。それと、第3子無料分も当初725万4,000円でしたけれども、年度で大体精査され、こちらが733万6,000円で、こちらの合計分と当初予算から引きました金額の増額補正をさせていただいておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、学校施設整備事業の委託料の測量設計管理委託料の減額について伺うとの質疑に対して、実穀小と吉原小と君原小の屋内運動場の非構造部材の改修工事の実施設業務があります。これについては、入札等で設計を組んでおります。そのほかに、本郷小と舟島小学校の工事監理業務を委託料のほうに計上してありましたが、こちらについては町職員で専門的な知識を持っている職員がおり、町のほうで監督監理業務をやったというので、かなりの経費を削減することができました。そのため、3月の減額補正になったというのが大きな理由ですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第33号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、一般管理費の中の職員給与関係経費の中で100万円の減額になった理由はとの質疑に対して、平成29年4月から臨時職員の課内の配置を見直して、一人を窓口専任でフルタイムにして、窓口要員を2人に増員して対応した結果、職員の負担が減り、100万円程度の減額になりました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第33号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第37号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第37号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第38号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第38号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第32号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第34号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑を許しましたところ、公共下水道整備事業の業務委託料の減額の内容についての質疑があり、執行部からは、吉原土地地区画整理事業地内の事業を計画しましたが、地権者の理解が得られないので工事ができず、次年度に先延ばししたということになります。その減額の補正ということになりますとの答弁がありました。

次に、理解が得られないとは具体的にどういうことですかとの質疑があり、執行部からは、区画整理地内は県が主体でやっており、細かい内容については県から聞いておりませんので答弁できませんということでした。

次に、場所はどのあたりですかとの質疑があり、執行部からは、吉原土地地区画整理地内の吉野工業に隣接した部分ですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第34号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第35号、平成29年度阿見町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、本郷第一土地地区画整理事業の委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金の減額の内容についての質疑があり、執行部からは、阿見町特別会計条例の一部改正で土地地区画整理事業をこの条例の中から削除するという内容に伴うものです。町施行の土地地区画整理事業については、平成30年度から一般会計で運用することに伴い、特別会計の予算

を一般会計に繰り入れるため、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金、これらを全て減額したものと答弁がありました。

次に、弁護士委託料の減額についての質疑があり、執行部からは、区画整理事業において、町に何らかの瑕疵があり、裁判を提訴された場合に町が弁護士を立てて争うことになります。その経費として弁護士委託料を計上していましたとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第35号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第36号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、実穀上長地区受益者分担金滞納繰り越し分とありますが、農業集落排水の滞納状況と新規加入者の状況はどうなっていますかとの質疑があり、執行部からは、28年度の使用料の徴収率は、小池地区が96.6%、君島大形地区が97.5%、福田地区が96.8%、実穀上長地区が99.4%です。今年度の新規加入者は3件ですとの答弁がありました。

次に、農村漁村地域整備交付金の減額についての質疑があり、執行部からは、今年度は県から農業集落排水の機能診断に対して補助が出ました。施設が今どういう状況になっているのか機能診断ということで、小池地区と君島大形地区を計上していましたが、君島大形地区に関しては、まだ診断をするだけの年数がたっていないということで不採択になりました。その分を減額していますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第36号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号から議案第38号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第38号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。
それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第39号	平成30年度阿見町一般会計予算
議案第40号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第41号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第42号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第43号	平成30年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第44号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第45号	平成30年度阿見町水道事業会計予算

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第39号、平成30年度阿見町一般会計予算、議案第40号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第41号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第42号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第43号、平成30年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第44号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号、平成30年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において、予算特別委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

[予算特別委員会委員長野口雅弘君登壇]

○予算特別委員会委員長野口雅弘君 それでは、命によりまして、予算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月5日、6日、7日の3日間にわたり、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第39号、平成30年度阿見町一般会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第42号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号、平成30年度阿見町介護保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号、平成30年度阿見町水道事業会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私は、議案第39号、平成30年度阿見町一般会計予算、議案第40号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第43号、平成30年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第44号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号、平成30年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず一般会計ですが、今回は政策的判断を要する経費を除いた骨格予算です。しかし、まだまだ無駄遣いや必要なところに経費がかけられておりません。予算特別委員会でも出されましたが、マイナンバーカードの負担金です。昨年までの実積率は、町の人口比で12.4%の報告がありましたが、今回の負担金額は昨年の当初予算より474万多い942万円ですが、実際にこれだけ必要なのでしょうか。甚だ疑問です。

また、防犯灯の新設工事ですが、地区からの要望箇所がこなせない実態や、それに反して一基当たりの設置単価が高いことなども上げられました。それに何と言っても無駄遣いそのもの

の給食センターの外灯問題です。現町長の任期中に解決されないまま次期町長に引き継ぐという事です。あの点灯しない外灯をどのようにするのでしょうか。

また、町内の保育園に関しても、定員割れが生じても保育士の確保が十分でないため、定員まで受け入れられない状態があります。以前、私は一般質問で保育園の待機児童と保育士の処遇改善の質問をしましたが、一向に改善されていません。4月から新しい保育園が開園しますが、4月現在の待機児童は50人になる見込みです。保育士の処遇改善は、待ったなしの状況です。

以上のように、町民が暮らしやすく、また、子育てしやすい環境をいち早く整備することが一般会計予算には必要です。よって、この予算に反対をいたします。

次に、国民健康保険特別会計ですが、国保の県への移管が4月より行われますが、税率の問題は6月議会になります。しかし、今まで同様、国保加入者の多くは低賃金です。子供の均等割の問題や短期保険証の問題など、まだまだ改善が必要です。よって、これにも反対をいたします。

次に、介護保険特別会計ですが、先ほどの議案第16号や17号の反対討論でも述べましたが、被保険者の負担増となる今回の予算には反対です。

次に、後期高齢者特別会計ですが、今回、県の広域連合では、医療給付費準備基金を活用することにより、保険料率を据え置くことが決まりました。これにより、過去4回8年間、保険料率の変更がありませんでした。料率の据え置きはよいのですが、日本共産党としまして、75歳を境とした健康保険制度の変更には反対をいたしますので、この予算にも反対をいたします。

最後に、水道事業会計ですが、4月から料金体系が従量制に変わります。しかし、今まで土浦から給水のあった住吉地域の住民の方は値上げになることは明らかです。私は昨年一般質問で、住吉地域の方に不利益にならないようにとお願いしたところ、上下水道課長は不利益にならないような形で考えておりますという答弁でした。しかし、結果は住吉地域で月の使用料が28立方メートルまでの方は値上げになります。また、この間の決算の推移を見ますと、今回の料金体系の改定を土浦と同様にしても、水道会計は揺らぐことがないと思います。よって、この予算にも反対をいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号から議案第45号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がございますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第39号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第39号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第40号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第40号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第41号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第41号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第42号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第42号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案どおり可決する

ことに決しました。

次に、議案第43号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第43号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第43号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第44号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第44号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第44号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第45号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第45号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第46号 国補下第1-1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第46号、国補下第1-1号荒川本郷地内調整池

整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに続きまして、議案第46号、国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について、質疑を許しましたところ、工事の前倒しの理由を伺いますとの質疑があり、執行部からは、本郷小学校に行く通学路に新たな道路をつくるということで、その中に雨水管を入れる予算を当初計上いたしました。地権者の御理解が得られず予算を減額しようと考えましたが、県のほうから雨水ということで補助をいただいているため、12月議会に流用で調整池の予算としてお願いして、今回の入札に至りましたとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、国補下第1－1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第47号 土地の処分について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第47号、土地の処分についてを議題といたしま

す。

本案については、去る3月1日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第47号、土地の処分について、質疑を許しましたところ、売却予定価格が6,533万円ということですが、どのように計算しているのですかとこの質疑があり、執行部からは、19筆の町有地になりますが、単価についてはそれぞれの条件で一筆ごとに評価をしています。評価方法は、まず取引事例比較法により宅地見込み地の近隣の取引事例をもとに、標準値二筆を算定します。それから、開発法という手法を用いて単価を修正し、さらに一筆ごとの間口や奥行、形状などの補正係数を掛けて出した平均単価が4,350円くらいになります。そのトータルが今回の価格となっていますとの答弁がありました。

次に、農道みたいな形の道路みたいなのではないのですかとこの質疑があり、執行部からは、道路法という道路についてはそれに準じたもので修正をかけていると思いますが、土地評価をするに当たっては、現地確認を行っております。評価をする上で、道路と見受けられるものについては、それなりの補正をしてあると思いますが、そのあたりは土地評価業務を委託した事業者の判断で対処していると思いますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、土地の処分については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第48号 町道路線の廃止について

議案第49号 町道路線の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第48号、町道路線の廃止について、議案第49号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月1日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに続きまして、議案第48号、町道路線の廃止について、質疑を許しましたところ、大室の霞ヶ浦高等学校グラウンド用地売却によって2路線が廃止になっていますが、町に売却益は入っているのですかとの質疑があり、執行部からは、霞ヶ浦高校グラウンドに面して、図面でいう右側の道路を拡幅しています。その拡幅に係る面積と払い下げする土地の交換、それに伴って発生した残金が町に入る予定で、現在手続をしているところですよとの答弁がありました。

次に、売却したときに路線の廃止ということが出てこなくて、なぜ今回こういう形で出てきたのですかとの質疑があり、執行部からは、本来は同時に進めるものですが、グラウンド整備とあわせて払い下げについては協議を進めております。その廃止と認定の手続につきましては、今年、年度末にまとめて行っているということで、今回、年度末の議会のほうに諮らせていただきましたとの答弁がありました。

次に、清算したときに、それはどのような方法で議会には示されますかとの質疑があり、執行部からは、決算書のほうに収入ということで上がってきていますよとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第49号、町道路線の認定について、質疑を許しましたところ、陸上自衛隊の武器学校のところは、現在どのようになっているのですかとの質疑があり、執行部からは、阿見坂下のところは、現在りんりんロードで整備舗装され、自転車が通れるような状況になっていますよとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第49号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号から議案第49号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第49号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成30年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ

げます。

本定例会は、平成29年度補正予算及び平成30年度予算が主要な案件で、新年度予算につきましては骨格予算という形になりましたが、議員各位には慎重審議の上、議決をいただき誠にありがとうございます。

皆さんも御存知のとおり、今回の定例会は私にとりまして最後の議会となりましたが、平成22年3月に阿見町長に就任以来2期8年間にわたりまして、議員各位並びに町民の皆様方の御支援・御協力をいただき、町長という責務を担ってまいりました。本当に町民の皆様方には大変お世話になり、また8年間というこの期間を、町長という立場で町政を担わせていただいたことに、心から感謝を申し上げます。

この8年を振り返りますと、特に国難とも言われる東日本大震災に対応し、公共施設の耐震化など、町民の安全安心の向上を図ったこと、優良企業の誘致などにより産業の振興や定住促進を図ったこと、あさひ小学校の建設及び小中学校の耐震化、大規模改造、民間保育所の整備など、子育てと教育環境の充実を図ったことなど、町政の発展に着実な前進があったものと実感しております。

また、私は若い世代からお年寄りまで、笑顔のあふれるまちづくりの実現を政治信条として、町の文化、芸術、音楽、スポーツの振興を図り、町民の笑顔を増やすことに貢献できたのではないかと感じております。一番感じるのはやはり町民の皆様が、町が随分明るくなったねっていう、そういうお言葉をいただくときが、一番私が幸せなときであります。

私は3月19日に任期満了となりますが、退任後は健康に留意し、一町民として微力ながら町発展のために尽くしてまいりたい所存であります。どうか議員各位におかれましては、新しい町長と一丸となって、阿見町のさらなる発展のため、これまで以上に御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、これまで議員各位並びに町民の皆様方の格別なる御厚情に心から感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。8年間ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） それではここで、閉会に当たり議会を代表いたしまして、任期満了により退任されます町長天田富司男君に、一言感謝と送別の言葉を贈りたいと存じます。

ともに苦しみ、また、あるときはともに喜びを分かち合った8年を振り返りますと、誠に感慨無量のものがあります。顧みますれば、天田町長は平成22年3月、極めて多難な町政を担当され、以来2期8年間にわたり、47,000余りの町民の負託に応えるべく、阿見町の発展と町民福祉の向上のため、笑顔のため、日夜誠心誠意努力をされ、今日の飛躍的な成果・発展を収められました。

その御苦勞と数々の業績に対し、町民を代表いたしまして、衷心より感謝と敬意を表すものであります。天田町長が残されました数々の業績は、町民の一人ひとりの心に深く刻まれ、あすの我が阿見町発展の大きな糧となるものと信じて疑いません。また、今定例会におかれましても、最後まで誠心誠意御対応いただき、誠にありがとうございました。

今後は、健康に十分御留意をいただき、町政発展のため、御指導・御支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、感謝と送別の言葉といたします。誠にありがとうございました。

それでは、議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め、執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念申し上げます。

これをもちまして、平成30年度第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。皆様大変に御苦勞さまでした。

午前11時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 高 野 好 央

署 名 員 樋 口 達 哉

参 考 资 料

平成30年第1回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第32号</p>	<p>平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第27号</p>	<p>阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について 阿見町旧学校体育施設条例の制定について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正について 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について 阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 阿見町都市公園条例の一部改正について</p>

<p>民 生 教 育 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第37号 議案第38号</p>	<p>内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町障害者住宅整備資金貸付条例の廃止について 阿見町高齢者住宅整備資金貸付条例の廃止について 阿見町生活管理指導員派遣事業実施条例の廃止について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号） 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）</p>
<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第32号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号</p>	<p>阿見町特別会計条例の一部改正について 阿見町都市公園条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） 国補下第1-1号荒川本郷地内調整池整備工事請負契約について 土地の処分について 町道路線の廃止について 町道路線の認定について</p>

予算特別委員会	議案第39号	平成30年度阿見町一般会計予算
	議案第40号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第41号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第42号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第43号	平成30年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第44号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第45号	平成30年度阿見町水道事業会計予算

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成29年12月～平成30年2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	1月12日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程等について ・その他
	2月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程等について ・その他
議会報告 運営委員会	1月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催の検討等について ・その他
	1月12日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催の検討等について ・その他
議会だより 編集委員会	1月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第155号の発行について ・その他
	1月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第155号の発行について ・その他
全員協議会	1月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・その他
	2月1日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度阿見町予算内示について ・その他

全 員 協 議 会	2月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度外部評価の結果と町の対応方針について ・個別施設計画の策定状況について ・統一的な基準に基づく財務書類について ・原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定締結について ・阿見町業務継続計画の策定について ・阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について ・阿見町介護保険条例の一部改正について ・平成30年度国民健康保険制度改革について ・阿見町荒川本郷地区（Gブロック）町有地売却業務公募型プロポーザル実施結果について ・区域指定制度について ・阿見町立学校再編事業及びあさひ小学校建設事業の進捗状況について ・阿見町旧学校体育施設条例の制定について ・阿見町都市公園条例の一部を改正する条例について ・その他
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月14日	第1回全員協議会 ・平成30年第1回組合議会定例会提出案件の説明		久保谷充 永井義一
	2月23日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ・平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・平成30年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案同意 原案同意 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	久保谷充 永井義一
牛久市・阿見町 斎場組合	1月31日	第1回全員協議会 ・平成30年第1回斎場組合議会定例会の議案説明について ・斎場運営状況報告について		難波千香子 海野 隆 野口雅弘

牛久市・阿見町 斎場組合	1月31日	第1回定例会 ・平成29年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・平成30年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	難波千香子 海野 隆 野口雅弘
茨城県後期高齢者医療広域連合 会	2月7日	第1回全員協議会 ・提出予定議案等の説明		川畑秀慈
	2月20日	第1回定例会 ・茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 ・平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） ・平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ・訴えの提起について ・訴えの提起について ・権利の放棄について ・権利の放棄について ・訴訟上の和解について	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	川畑秀慈

茨城県後期高齢者医療広域連合会	2月20日	・専決処分の報告及び承認を求めることについて（第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解）	原案承認	川畑秀慈
稲敷地方広域市町村圏事務組合	2月8日	全員協議会 ・第1回定例会提出議案の説明		佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博
	2月22日	第1回定例会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例について ・平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号） ・平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第1号） ・平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 ・平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計予算	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博